

議題 1

介護保険法の改正ポイント等

- ・ 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント
(平成 29 年 6 月 2 日公布)
- ・ 第 7 期大阪府高齢者計画策定スケジュール
(平成 29 年 8 月 1 日現在)
- ・ 第 7 期市町村高齢者計画策定指針 (案)
(平成 29 年 8 月 1 日現在)

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

平成29年5月26日成立、6月2日公布

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

（その他）

- ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

（その他）

- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

※ 平成30年4月1日施行。（Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行）

1. 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

見直し内容 ～ 保険者機能の抜本強化 ～

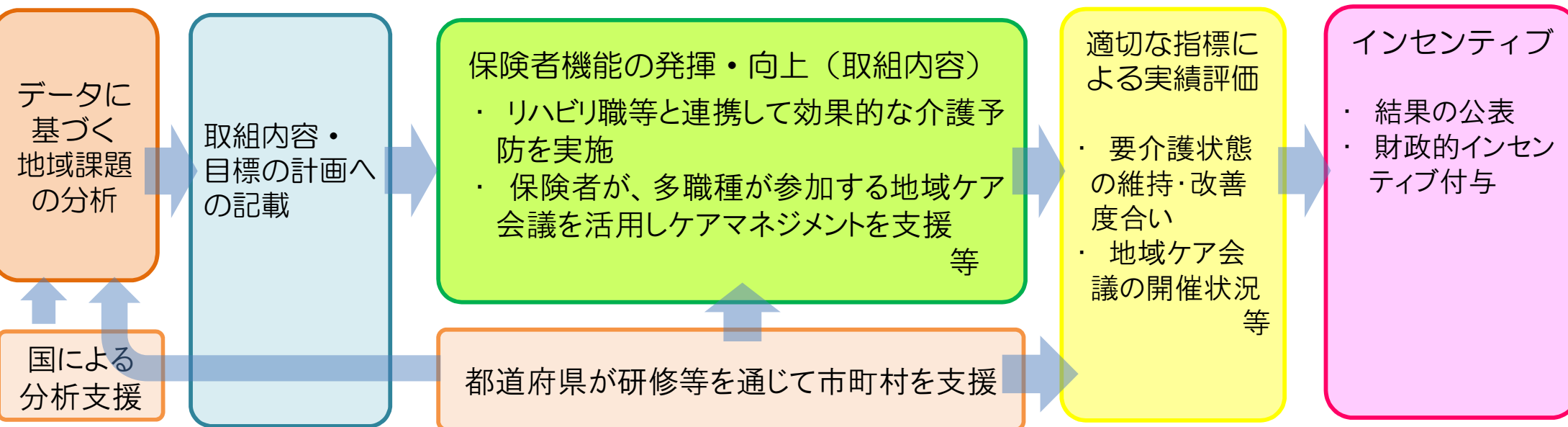
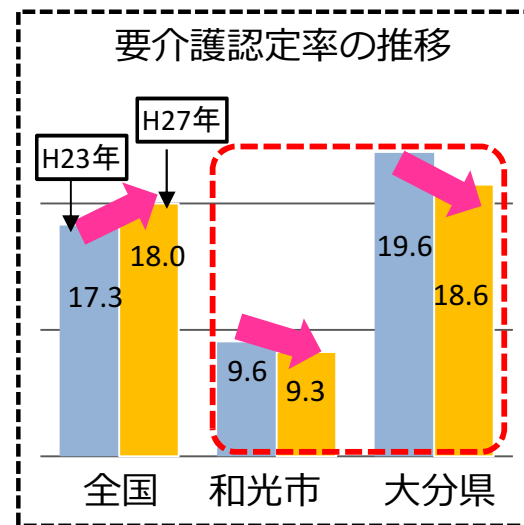
- 高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただくための取組を進めることが必要。
- 全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、
 - ① データに基づく課題分析と対応（取組内容・目標の介護保険事業（支援）計画への記載）
 - ② 適切な指標による実績評価
 - ③ インセンティブの付与
 を法律により制度化。

※主な法律事項

- ・介護保険事業（支援）計画の策定に当たり、国から提供されたデータの分析の実施
- ・介護保険事業（支援）計画に介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標を記載
- ・都道府県による市町村支援の規定の整備
- ・介護保険事業（支援）計画に位置付けられた目標の達成状況についての公表及び報告
- ・財政的インセンティブの付与の規定の整備

先進的な取組を行っている和光市、大分県では

- 認定率の低下
- 保険料の上昇抑制



2. 新たな介護保険施設の創設

見直し内容

○今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設する。

○病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

<新たな介護保険施設の概要>

名称	介護医療院 ※ただし、 <u>病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。</u>
機能	要介護者に対し、 <u>「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する。</u> （介護保険法上の介護保険施設だが、医療法上は医療提供施設として法的に位置づける。）
開設主体	地方公共団体、医療法人、社会福祉法人などの非営利法人等

☆ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。

※ 具体的な介護報酬、基準、転換支援策については、介護給付費分科会等で検討。

3. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(*)
(*) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

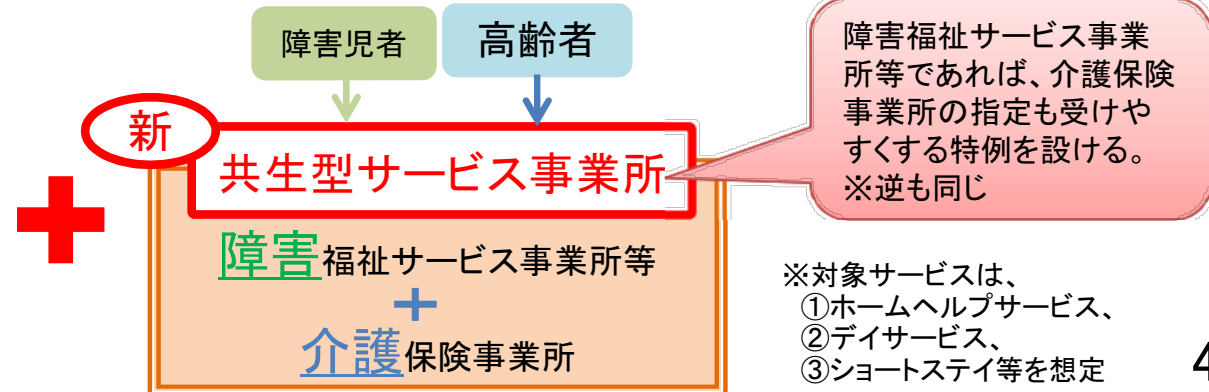
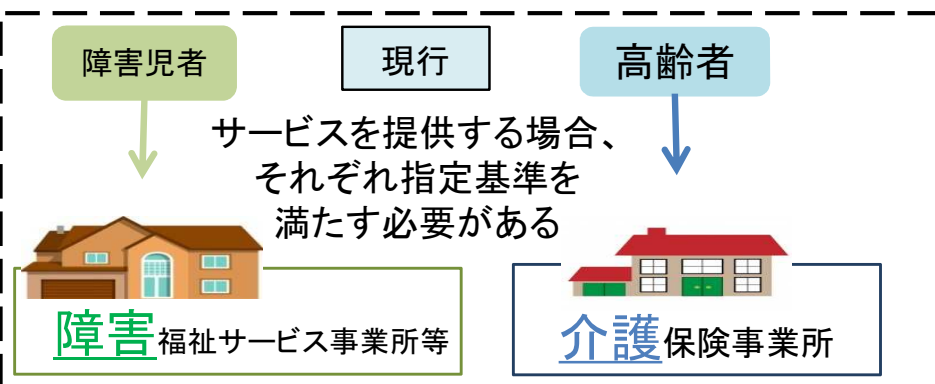
3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。

新たに共生型サービスを位置づけ

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に **新たに共生型サービスを位置付ける**。(指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に検討)




その他の事項①

地域包括支援センターの機能強化

- 地域包括支援センターに、事業の自己評価と、質の向上を図ることを義務付ける。
 - 市町村に、地域包括支援センターの事業の実施状況の評価を義務付ける。
- ※ これらの評価の実施を通じて、そのセンターにおける必要な人員体制を明らかにすることで、市町村における適切な人員体制の確保を促す。

認知症施策の推進

- 現行の介護保険制度では、認知症については調査研究の推進等が位置づけられているのみ
- 
- 認知症施策をより一層推進させるため、新オレンジプランの基本的な考え方(普及・啓発等の関連施策の総合的な推進)を介護保険制度に位置づける。

居宅サービス事業者等の指定に対する保険者の関与強化

- 市町村が居宅サービス等の供給量を調整できるよう、指定拒否や条件付加の仕組みを導入する。
 - ① 都道府県による居宅サービス事業者の指定に関して、市町村が都道府県に意見を提出できるようにするとともに、都道府県はその意見を踏まえて指定をするに当たって条件を付すことを可能とする。
 - ② 小規模多機能型居宅介護等を更に普及させる観点から、地域密着型通所介護が市町村介護保険事業計画で定める見込量に達しているとき等に、事業所の指定を拒否できる仕組みを導入する。

【関与の観点】	対象となる都道府県指定のサービス	対象となる市町村指定のサービス
市町村介護保険事業計画との調整等	施設・居住系サービス → 指定拒否(現行) 居宅サービス → 条件付加(新設①)	施設・居住系サービス → 指定拒否(現行) 居宅サービス → 条件付加(現行)
小規模多機能型居宅介護等の普及等	通所介護・訪問介護 → 指定拒否・条件付加(現行) ※省令でショートステイを追加予定	地域密着型通所介護 → 指定拒否(新設②) ・条件付加(現行)

その他の事項②

有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化

【事業停止命令の創設】

再三の指導に従わずに悪質な事業を続ける有料老人ホームへの指導監督の仕組みを強化するため、未届有料老人ホームも含め、悪質な有料老人ホームに対する事業停止命令措置を新設する。

【前払金保全措置の義務の対象拡大】

事業倒産等の場合に備えた有料老人ホームの入居者保護の充実を図るため、前払金を受領する場合の保全措置の義務対象を拡大する。(現行では、平成18年3月31日以前に設置された有料老人ホームは、前払金の保全措置の義務対象外となっているため、義務対象に追加する。なお経過措置として、法施行から3年後からの適用とする。)

その他 ・各有料老人ホームに利用料金やサービス内容等を都道府県等へ報告することを義務づけるとともに、当該情報を都道府県等が公表する。
・事業停止命令や倒産等の際には、都道府県等は、入居者が介護等のサービスを引続き受けるために必要な援助を行う。

介護保険適用除外施設の住所地特例の見直し

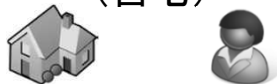
- 介護保険適用除外施設(障害者支援施設等)を退所して介護保険施設等に入所した場合に、適用除外施設の所在市町村の給付費が過度に重くならないよう、適用除外施設入所前の市町村を保険者とする。

被保険者(保険者はA市)

被保険者でない

被保険者(保険者はB市:現行)

A市
(自宅)



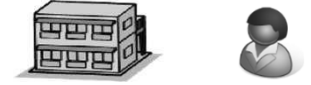
A市に障害者支援施設がないため B市の施設に入所

B市
(適用除外施設)



B市の適用除外施設から
介護保険施設等に移行

C市
(介護保険施設)



障害者支援施設等の利用に係る
費用はA市が負担(住所地特例※)

現行:住所地特例により、B市が保険者。介護給付費はB市が負担
改正後:住所地特例の見直しにより、A市が保険者。介護給付費はA市が負担

※ 障害者支援施設等に入所した場合には、施設所在地の負担が過度に重くならないよう、障害福祉サービス等の支給決定は、施設入所前の市町村が行う(居住地特例)。また、生活保護で救護施設に入所する場合に同様の仕組みがあるが、生活保護においては、一部都道府県が保護費を支給する。

4. 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

見直し内容

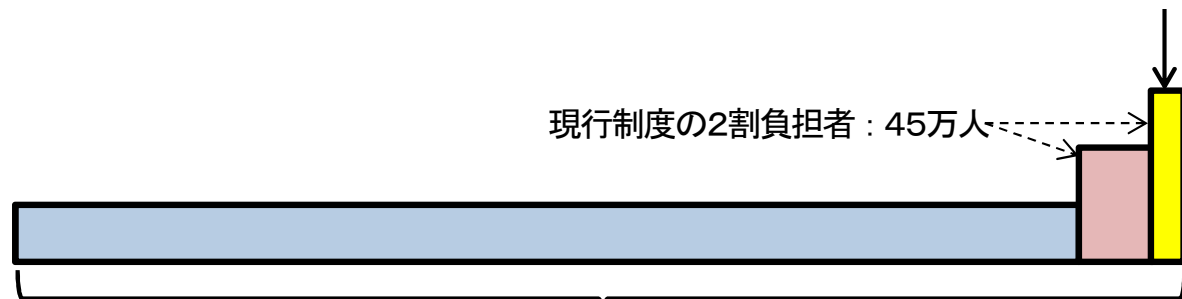
世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。ただし、月額44,400円の負担の上限あり。【平成30年8月施行】

【利用者負担割合】

【対象者数】

3割負担となり、負担増となる者：約12万人(全体の約3%)

現行制度の2割負担者：45万人



受給者全体：496万人

(単位:万人)

	在宅サービス	施設・居住系	特養	合計
受給者数(実績)	360	136	56	496

3割負担(推計)	約13	約4	約1	約16
うち負担増(対受給者数)	約11 (3%)	約1 (1%)	約0.0 (0.0%)	約12 (3%)

2割負担(実績)	35	10	2	45
1割負担(実績)	325	126	54	451

※介護保険事業状況報告(平成28年4月月報)

※特養入所者の一般的な費用額の2割相当分は、既に44,400円の上限に当たっているため、3割負担となっても、負担増となる方はほとんどいない。

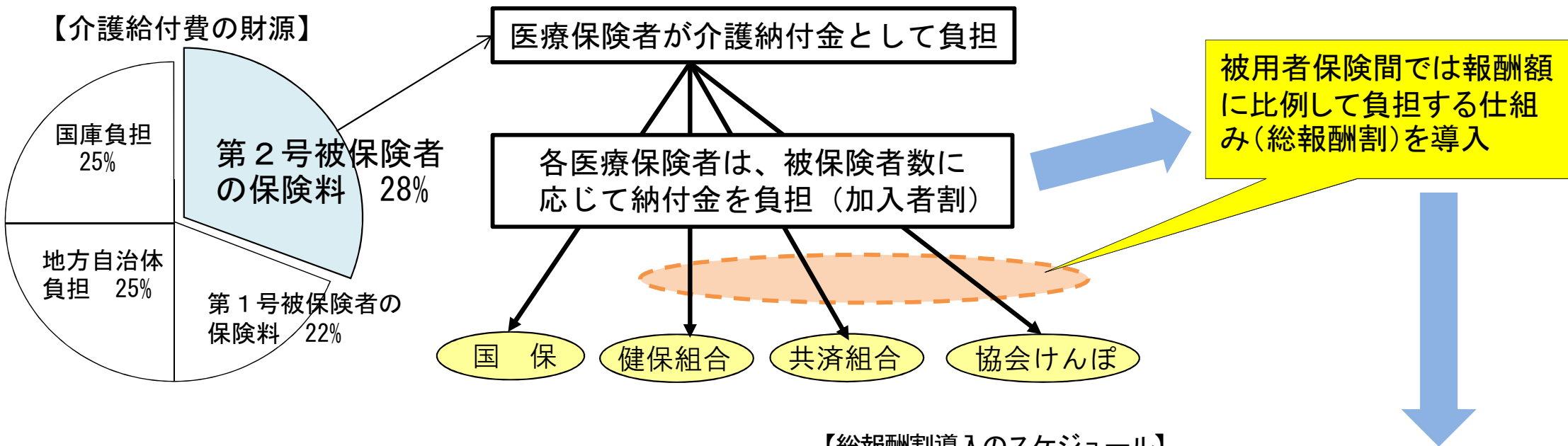
※1 具体的な基準は政令事項。現時点では、「合計所得金額(給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額)220万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額340万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合463万円以上)」とすることを想定。⇒単身で年金収入のみの場合344万円以上に相当

※2 「合計所得金額160万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額280万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合346万円以上)」⇒単身で年金収入のみの場合280万円以上に相当

5. 介護納付金における総報酬割の導入

見直し内容

- 第2号被保険者(40~64歳)の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付している。
- 各医療保険者は、介護納付金を、2号被保険者である『加入者数に応じて負担』しているが、これを被用者保険間では『報酬額に比例した負担』とする。(激変緩和の観点から段階的に導入)【平成29年8月分より実施】



【全面総報酬割導入の際に影響を受ける被保険者数】

「負担増」となる被保険者	約1,300万人
「負担減」となる被保険者	約1,700万人

※ 平成26年度実績ベース

【総報酬割導入のスケジュール】

	29年度		30年度	31年度	32年度
	~7月	8月~			
総報酬割分	なし	1/2	1/2	3/4	全面

第7期大阪府高齢者計画策定スケジュール

※H29.8.1現在

	国	大阪府	茨木市
平成29年 5月	○ 改正介護保険法成立(5/26)		■ 第1回高齢者施策推進分科会(5/29)
7月	○ 国基本指針(案)、適正化指針(案)提示(7/3) ○ 介護保険事業計画用ワークシート公表 (見える化システム4.0次リリース)		○ 推計作業本格開始
8月		<ul style="list-style-type: none"> ■ 第11回計画推進審議会(8/1) <ul style="list-style-type: none"> ・ 第6期計画の進捗状況 ・ 第7期大阪府高齢者計画項目案 ・ 第7期市町村高齢者計画策定指針(案) 	
		○ 市町村高齢者福祉計画策定指針(案)通知(予定)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第2回高齢者施策推進分科会(8/28) ○ 市町村での策定作業
9月			
10月	(下旬)○ 都道府県ヒアリングの実施	(中旬)○ 市町村ヒアリングの実施 (下旬)○ 国とのヒアリング	(中旬)○ 大阪府とのヒアリング ■ 第3回高齢者施策推進分科会(10/30)
11月	(下旬)○ 「見える化システム」 将来推計機能拡充(見える化システム4.5次リリース)	■ 第12回計画推進審議会(中旬予定) <ul style="list-style-type: none"> ・ 第7期大阪府高齢者計画(たたき台) 	■ 第4回高齢者施策推進分科会(11/30)
12月	○ 介護報酬改定(30年4月施行分)【予定】		■ 第2回総合保健福祉審議会(12/26)
平成30年 1月		■ 第13回計画推進審議会(中旬予定) <ul style="list-style-type: none"> ・ 第7期大阪府高齢者計画(素案) 	○ 計画(素案)パブリックコメント
2月		○ 第7期大阪府高齢者計画(素案)パブリックコメント ○ 市町村との事前協議	■ 第5回高齢者施策推進分科会(2/16) ○ 大阪府との事前協議
3月		○ 市町村との法定協議 ■ 第14回計画推進審議会(中旬予定) <ul style="list-style-type: none"> ・ 第7期大阪府高齢者計画(案) ○ 第7期大阪府高齢者計画策定(下旬)	○ 大阪府との法定協議 ■ 第3回総合保健福祉審議会(3/23) ○ 第7期市町村高齢者計画の策定 ○ 介護保険条例の改正

第7期市町村高齢者計画策定指針 項目(案)

項 目	
I 計画策定の運動性確保のための基本的な方針	
(1) 人権の尊重	
(2) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	
(3) 高齢者の自立と尊厳を支える体制の整備・施策の推進	
(4) 地域包括ケアシステム深化・推進における協働の重要性	
(5) 中長期的な視点に立った施設整備と在宅サービスの在り方	
(6) 災害時における福祉サービスの継続と関係機関の連携	
II 計画策定に当たっての留意事項	
第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項	
一 地域包括ケアシステムの基本的理念	
1	自立支援、介護予防・重度化防止の推進
2	介護給付等対象サービスの充実・強化
3	在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
4	日常生活を支援する体制の整備
5	高齢者の住まいの安定的な確保
二 2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた目標	
三 医療計画との整合性の確保	
四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進	
五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上	
六 介護に取り組む家族等への支援の充実【新設】	
七 認知症施策の推進	
八 高齢者虐待の防止等【新設】	
九 高齢者の孤立防止及び生活困窮高齢者への支援	
十 介護サービス情報の公表	
十一 効果的・効率的な介護給付の推進	
十二 都道府県による市町村支援等	
十三 市町村相互間の連携	
十四 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進	
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項	
1	基本理念、達成しようとする目的、地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
2	要介護者等地域の実態の把握
(一)	被保険者の現状と見込み
(二)	保険給付の実績把握と分析
(三)	調査の実施
(四)	地域ケア会議等における課題の検討

項 目	
3	市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備
	(一) 市町村関係部局相互間の連携
	(二) 市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催
	(三) 被保険者の意見の反映
	(四) 都道府県との連携
4	平成37年度（2025年度）の推計及び第7期の目標
	(一) 平成37年度（2025年度）の介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険料の水準等に関する中長期的な推計
	(二) 第7期の目標
5	目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
6	日常生活圏域の設定
7	他の計画との関係
	(一) 市町村老人福祉計画との一体性
	(二) 市町村計画との整合性
	(三) 市町村地域福祉計画との調和
	(四) 市町村高齢者居住安定確保計画との調和
	(五) 市町村賃貸住宅供給促進計画との調和
	(六) 市町村障害福祉計画との調和
	(七) 市町村健康増進計画との調和
	(八) 生涯活躍のまち形成事業計画との調和
	(九) 福祉人材確保指針を踏まえた取組
	(十) 介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組
8	その他
	(一) 計画期間と作成の時期
	(二) 公表と地域包括ケアシステムの普及啓発
二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項	
1	日常生活圏域
2	各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
	(一) 介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込み
	(二) 予防給付対象サービスの種類ごとの量の見込み
3	各年度における地域支援事業の量の見込み
	(一) 総合事業の量の見込み
	(二) 包括的支援事業の事業量の見込み
4	被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止、介護給付等の適正化への取組み及び目標設定【新設】
	(一) 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組及び目標設定
	(二) 介護給付等に要する費用の適正化への取組及び目標設定

項 目

三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

- | | |
|---|--|
| 1 | 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項 |
| | (一) 在宅医療・介護連携の推進 |
| | (二) 認知症施策の推進 |
| | (三) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 |
| | (四) 地域ケア会議の推進 |
| | (五) 高齢者の居住安定に係る施策との連携 |
| 2 | 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込み量の確保のための方策 |
| | (一) 関係者の意見の反映 |
| | (二) 公募及び協議による事業者の指定 |
| | (三) 都道府県が行う事業者の指定への関与 |
| | (四) 報酬の独自設定 |
| | (五) 人材の確保及び資質の向上【新設】 |
| 3 | 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込み量の確保のための方策 |
| | (一) 地域支援事業に要する費用の額 |
| | (二) 総合事業のうち、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスの種類ごとの見込み量確保のための方策 |
| | (三) 地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価 |
| | (四) 総合事業の実施状況の調査、分析及び評価 |
| 4 | 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項 |
| | (一) 介護給付等対象サービス |
| | (二) 総合事業 |
| | (三) 地域包括支援センターの適切な運営及び『評価』 |
| 5 | 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項 |
| 6 | 市町村独自事業に関する事項 |
| | (一) 保健福祉事業に関する事項 |
| | (二) 市町村特別給付に関する事項 |
| 7 | 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項 |

議題 2

次期総合保健福祉計画(骨子案)について

茨木市総合保健福祉計画 (第2次)

骨子案

平成30年(2018年)〇月

茨木市

目次

第1編 総合保健福祉計画（第2次）

第1章 計画の策定にあたって	###
第1節 計画策定の趣旨	###
第2節 計画の位置づけ及び法的根拠	###
第3節 計画の策定体制	###
第4節 計画の期間	###
第5節 社会福祉協議会の位置づけ	###
第2章 本市の保健福祉を取り巻く現状	###
第1節 本市の状況、将来推計	###
第2節 前計画の評価と課題	###
第3章 計画の基本方針	###
第1節 理念	###
第2節 基本目標	###
第3節 茨木市が目指す包括的な支援体制	###
第4節 施策体系	###
第4章 計画の推進体制等	###
第1節 推進体制	###
第2節 進行管理	###

第2編 分野別計画

第1章 地域福祉計画（第3次）・地域福祉活動計画（第2次）	###
第1節 前計画の評価と課題	###
第2節 地域福祉計画（第3次）・地域福祉活動計画（第2次）	###
1 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定方針	###
2 主な取組	###
第2章 高齢者保健福祉計画（第8次）・介護保険事業計画（第7期）	###
第1節 前計画の評価と課題	###
第2節 高齢者保健福祉計画（第8次）・介護保険事業計画（第7期）	###
1 高齢者保健福祉計画の位置づけ	###
2 主な取組	###

第3節	介護給付サービス等の見込量の算定	###
1	各年度の介護給付サービス量の見込み	###
2	各年度の地域支援事業の見込み	###
3	介護保険料基準額の算定	###
第3章	障害者計画（障害者施策に関する第4次長期計画・障害福祉計画（第5期）・ 障害児福祉計画）	###
第1節	前計画の評価と課題	###
第2節	障害者施策に関する第4次長期計画	###
1	障害者基本計画の位置づけ	###
2	主な取組	###
第3節	障害福祉計画（第5期）	###
1	第5期計画の目標設定と実現に向けた取組	###
2	障害福祉サービス等の見込み量とその確保のための方策	###
第4節	障害児福祉計画の具体的施策	###
第4章	健康いばらき21・食育推進計画（第3次）	###
第1節	前計画の評価と課題	###
第2節	健康いばらき21・食育推進計画（第3次）	###
1	健康いばらき21・食育推進計画の位置づけ	###
2	主な取組	###

資料編

第 1 編 総合保健福祉計画（第 2 次）

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

茨木市総合保健福祉計画は、保健福祉施策を総合的・体系的に推進し、より効率的・効果的に市民の福祉の向上を図ることを目的に、平成24年（2012年）3月に策定したものです。すべての市民が一人の人間として尊重され、支え合い、助け合う中で生きがいを持って、安心して暮らし続けられる福祉のまちづくりを目指すものとして、これまで各施策に取り組んできました。

前計画策定以降の国の動きとして、平成27年（2015年）9月に策定した「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」では、高齢者や子供、障害者といった年齢や特性で分けるのではなく、全世代・すべての国民を対象とした、新しい地域包括支援体制を実現するために、分野横断的かつ包括的な相談・支援を実現するための方策を検討することとされました。

また、平成28年（2016年）6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」により、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、「総合的な相談体制づくり」を市町村で進めることとされました。

「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けて、つつい「他人事」となりがちな地域づくりを、地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みをつくっていくとともに、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていく方向性が示されています。この考え方を盛り込み、本市の保健福祉施策を引き続き一体的に推進するための指針となる本計画を策定することで、保健福祉の各分野を越えて、すべての人が健やかに、支え合い暮らせる、みんなが主役のまちづくりをめざすものです。

計画の策定にあたっては、引き続き保健福祉施策を総合的・体系的に推進するものとして、保健福祉の各分野の計画を一体的に策定するものとします。

なお、平成30年（2018年）4月に施行される児童福祉法の改正により、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築のために策定が義務づけられる障害児福祉計画について、これまでの流れをふまえて障害福祉計画と一体的に策定することから、新たに総合保健福祉計画の中に位置づけます。

また、特に地域福祉施策について、より効率的・効果的な推進体制を整備する計画とするため、社会福祉協議会の方向性を定めた地域福祉活動計画を新たに加えます。

第2節 計画の位置づけ及び法的根拠

(1) 計画の位置づけ

本計画は、本市の総合的なまちづくり計画である「茨木市総合計画」に基づくもので、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康いばらき21・食育推進計画」の4分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合計画です。

本計画は2編構成とし、第1編を総合保健福祉計画、第2編を分野別計画としています。

第1編では、総合保健福祉計画の理念と6つの基本目標、また、高齢者人口や障害者手帳所持者数などの本市の保健福祉を取り巻く現状と将来推計を踏まえ、計画期間において目指す包括的な相談支援体制などを掲載しています。

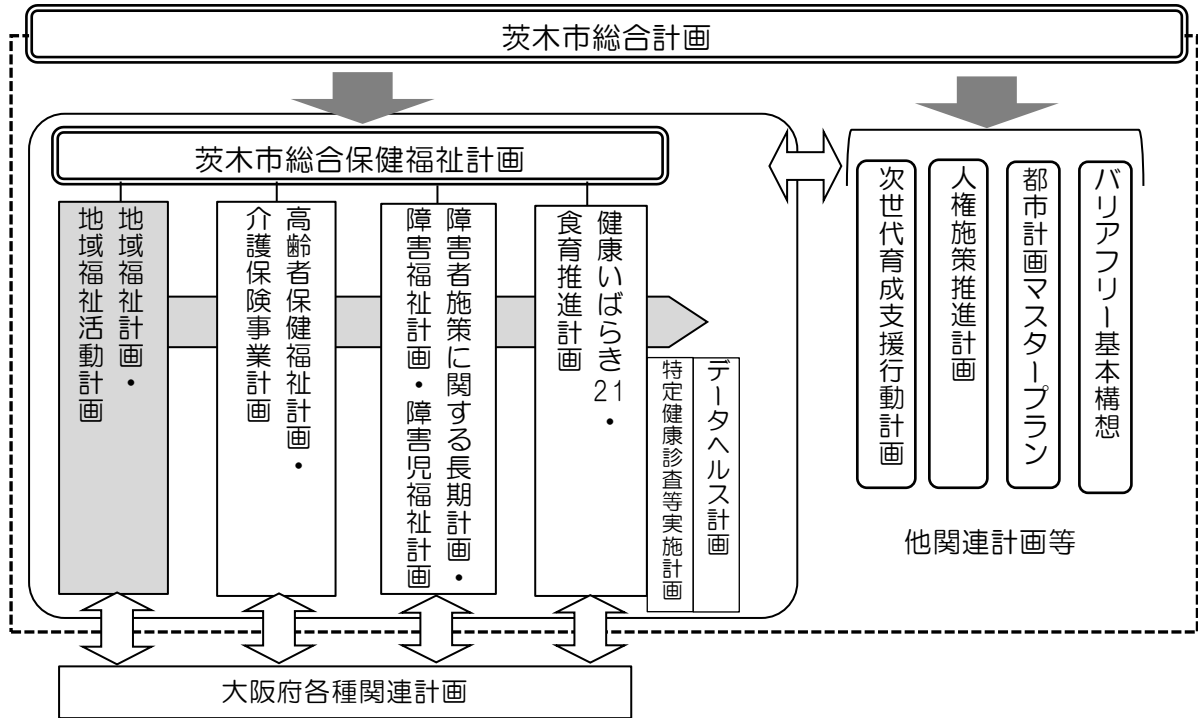
第2編では、先に挙げた4分野の個別計画を掲載しています。各分野別計画は、総合保健福祉計画の理念と6つの基本目標を共有し、それぞれの担当領域の施策を推進することを通じて、総合的に本市の保健福祉の課題解決に取り組みます。

なお、平成30年4月施行の社会福祉法の改正により、新たに地域福祉計画の位置づけとして規定された横断的な体制整備については、総合保健福祉計画部分に記載していますが、地域福祉計画に求められる視点は、各分野共通の視点として横串を通すものと考えます。

また、大阪府の各種関連計画をはじめ、「茨木市バリアフリー基本構想」や「茨木市次世代育成支援行動計画」、「茨木市人権施策推進計画」などの庁内関連計画とも連携、整合性を図り策定しています。

なお、本計画には庁内関連計画に記載されている事業内容やその目標等については原則として掲載せず、保健福祉分野にかかる事業内容等を中心に掲載するものとします。

■計画の位置づけ



(2) 計画の法的根拠

本計画を構成する分野別計画の法的な位置づけは、以下の表のとおりです。

■計画の法的根拠

本市での計画名称	法律上の計画名称	根拠法令
地域福祉計画	地域福祉計画	社会福祉法第 107 条
高齢者保健福祉計画	老人福祉計画	老人福祉法第 20 条の 8
介護保険事業計画	介護保険事業計画	介護保険法第 117 条
障害者施策に関する長期計画	障害者計画	障害者基本法第 11 条
障害福祉計画	障害福祉計画	障害者総合支援法第 88 条
障害児福祉計画	障害児福祉計画	児童福祉法第 33 条の 20
健康いばらき 2 1	健康増進計画	健康増進法第 8 条
食育推進計画	食育推進計画	食育基本法第 18 条

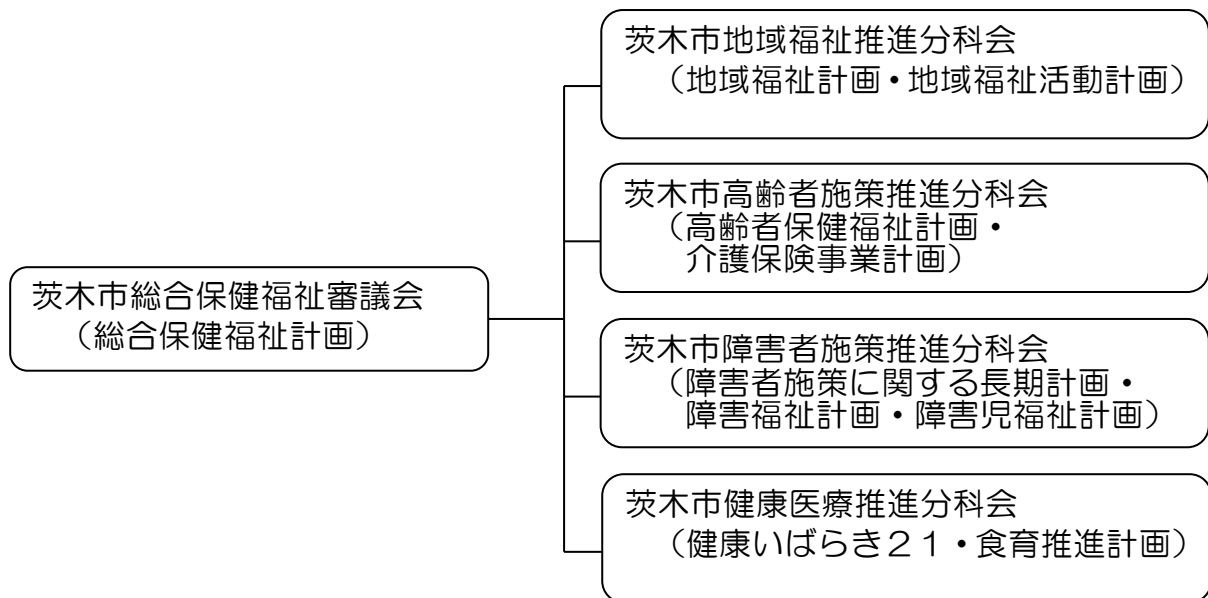
第3節 計画の策定体制

(1) 茨木市総合保健福祉審議会の設置

学識経験者、保健・医療・福祉に関わる各種団体、当事者団体、福祉事業者等、市民の参画を求め、「茨木市総合保健福祉審議会」を設置し、幅広い意見の反映に努めました。

なお、審議を分掌させるため、地域福祉推進分科会、障害者施策推進分科会、高齢者施策推進分科会、健康医療推進分科会を設置しました。

■審議会体系図及び所管計画



(2) 茨木市保健福祉に関するアンケート調査の実施

平成28年(2016年)10月～12月に、高齢者福祉や障害者福祉、健康など保健福祉に関する施策を充実することを目的に、市民やサービス提供事業者を対象に、「茨木市保健福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

■保健福祉に関するアンケート調査の実施概要

	一般市民	小学生	中学生
調査対象	18歳以上の市民	市内の小学校に通学する 小学5年生	市内の中学校に通学する 中学2年生
調査方法	郵送配布・郵送回収	学校経由配布・回収	
調査期間	平成28年(2016年) 10月17日～11月8日		
配布数	2,250人	1,100人	600人
有効回答数	1,331人	1,031人	490人
有効回答率	59.2%	93.7%	81.7%

	ニーズ調査	在宅介護実態調査	介護保険事業者調査
調査対象	要介護認定を受けていない 高齢者及び要支援認定者	在宅で生活している 要支援・要介護認定者	市内で介護保険サービスを提供している事業者
調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収及び 認定調査員による聴き取り	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成28年(2016年) 11月17日～12月6日		平成28年(2016年) 10月17日～11月8日
配布数	3,000人	1,170人	159事業者
有効回答数	2,358人	798人	123事業者
有効回答率	78.6%	68.2%	77.4%

	身体・知的・精神 障害者	精神障害者 (入院患者)	就労支援事業所 利用者	障害児通所支援 サービス利用者
調査対象	身体障害者手帳 もしくは療育手帳、 精神障害者保健 福祉手帳の交付を 受けている方	精神科病院に 入院されている方	就労支援事業所を 利用している方	障害児通所支援 サービスを利用している方
調査方法	郵送配布・郵送回収			
調査期間	平成28年(2016年) 10月17日～11月8日			
配布数	1,650人	300人	282人	415人
有効回答数	942人	160人	235人	265人
有効回答率	57.1%	53.3%	83.3%	63.9%

(3) 地区福祉検討会（ワークショップ）の実施

平成28年（2016年）6月～平成29年（2017年）2月に、市民や関係機関などから、課題や問題点、理想等の意見をいただき、計画に反映をさせるため、ワークショップを実施しました。のべ1,925人の方に参加いただきました。

ワークショップは、市内33地区で自分たちの地域の課題や理想について自由に意見を出し合うことから始め、それらを集約し、7つの圏域、各専門分野、全体のまとめへと発展させる形で行いました。

また、実施にあたっては、立命館大学の学生がグループのファシリテーターを担うなど、官学連携にて行いました。

■地区福祉検討会（ワークショップ）の実施概要

	市内33地区別	市内7圏域別	専門分野別	全体のまとめ
実施期間	平成28年（2016年）6月～12月	平成28年（2016年）12月	平成28年（2016年）12月～平成29年（2017年）1月	平成29年（2017年）2月19日
開催回数	33地区計37回	7圏域計7回	4分野4回	1回
のべ参加者数	1,396人	205人	222人	102人

(4) 市民意見の聴取と計画への反映

(パブリックコメント実施について記載予定。)

第4節 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度（2018年度）から平成35年度（2023年度）までの6年間とします。

なお、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、3年を1期として策定するものと法律で定められていることから、これらの分野別計画については、平成32年度（2020年度）までの計画目標を定め、平成32年度（2020年度）に新たに次期計画の策定を行うものとします。

また、計画期間中においても、法改正や社会情勢、本市の状況の変化などに柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

■計画の期間

	2012年度～ 2017年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
総合保健福祉計画	(第1次)	(第2次)					
地域福祉計画	(第2次)	(第3次)					
地域福祉活動計画	(第1次)	(第2次)					
高齢者保健福祉計画	(第6・7次)	(第8次)			(第9次)		
介護保険事業計画	(第5・6期)	(第7期)			(第8期)		
障害者施策に関する 長期計画	(第3次)	(第4次)					
障害福祉計画	(第3・4期)	(第5期)			(第6期)		
障害児福祉計画	未策定	(第1期)			(第2期)		
健康いばらき21・ 食育推進計画	(第2次)	(第3次)					

第5節 社会福祉協議会の位置づけ

本計画においては、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画（第2次）」を共に策定するものとします。

従来、地域福祉活動計画は、地域福祉推進に係る社会福祉協議会の方向性を定めたものとなっており、本市の地域福祉計画と相互に補完しあう関係にはあったものの、社会福祉協議会が独自に策定していたため、基本理念の共有や役割の明確化等ができておらず、効率的・効果的な推進体制が取れていないという課題がありました。

社会福祉協議会は、社会福祉法に規定されている、行政区分ごとに組織された、地域福祉の推進を図ることを目的とする公益性の高い団体であり、地域福祉を推進してきた長所を活かした事業展開が期待できます。

このことから、国が示す「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けて、社会福祉協議会の主体性は維持しつつも、行政と社会福祉協議会とが、それぞれの役割の共通する部分について、共通の理念と基本目標に基づいて一体的に計画を策定することで、より効率的・効果的な施策の推進を図るものです。

社会福祉協議会の位置づけに関するイメージ図

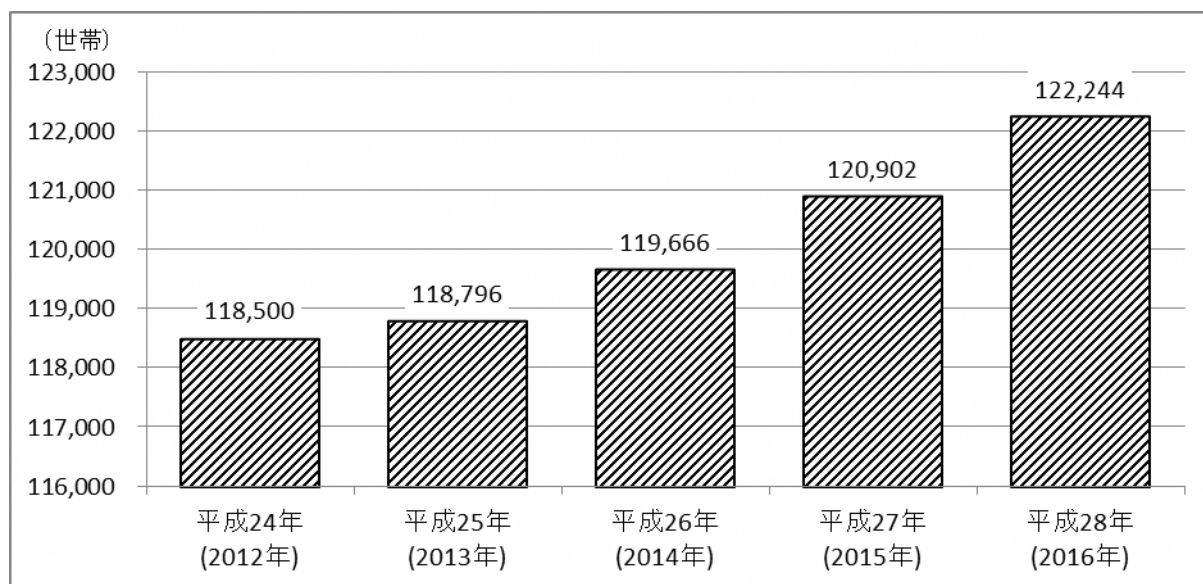
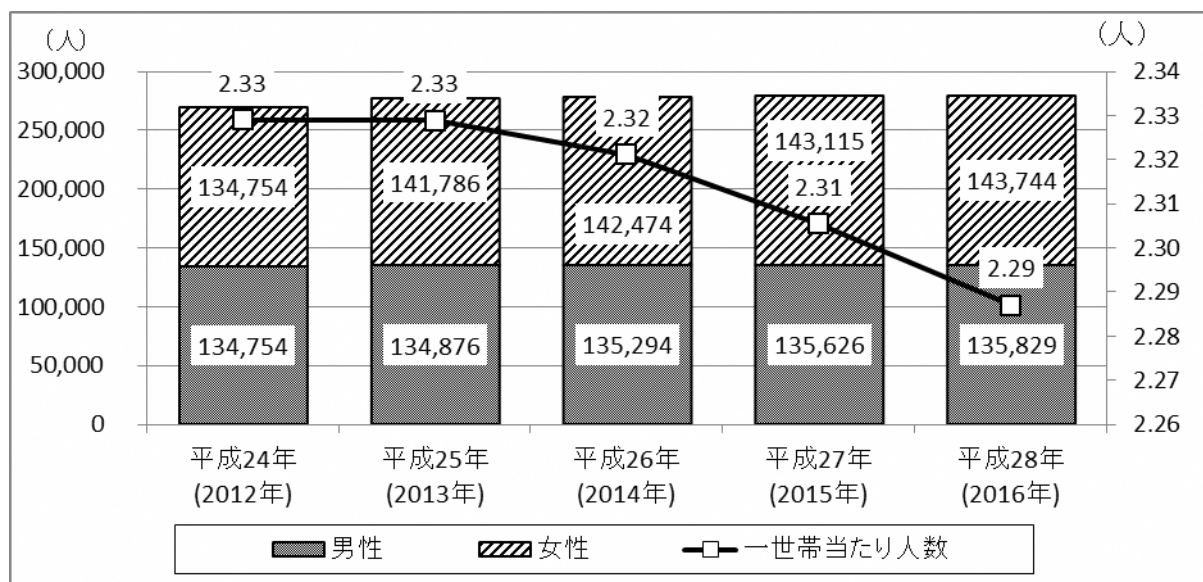
第2章 本市の保健福祉を取り巻く現状

第1節 本市の状況、将来推計

■人口・世帯数の推移

住基人口	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
総人口	275,995	276,662	277,768	278,741	279,573	
男性	134,754	134,876	135,294	135,626	135,829	
女性	134,754	141,786	142,474	143,115	143,744	
世帯数	118,500	118,796	119,666	120,902	122,244	

出典：茨木市統計書（各年3月31日現在）



出典：茨木市統計書（各年3月31日現在）

■世帯構成の推移

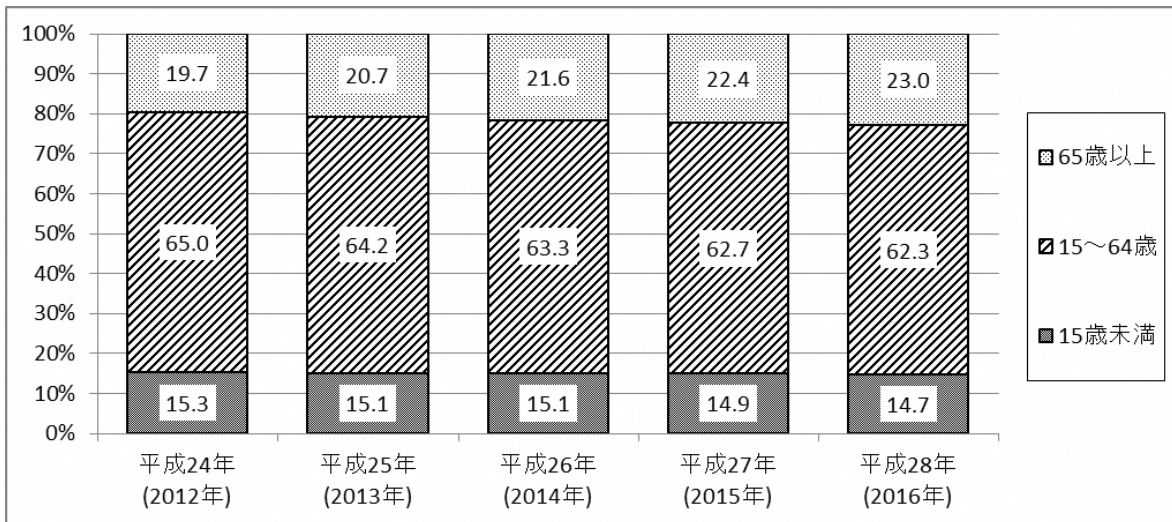
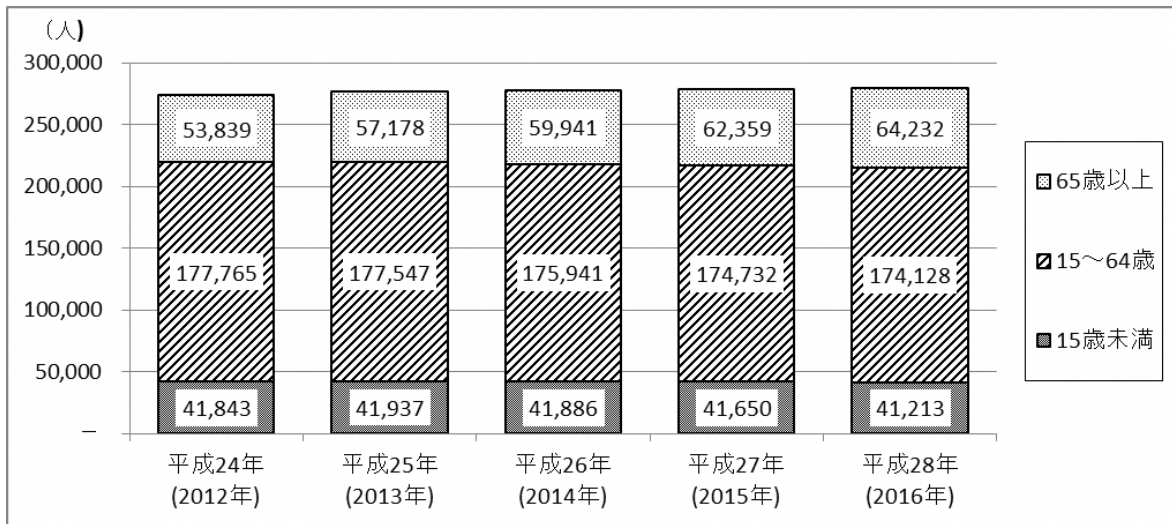
茨木市		平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)
世帯総数		87,178	94,004	99,448	105,033	112,208
単独世帯		22,213	25,854	27,976	30,133	35,028
核家族世帯		56,843	60,152	63,956	67,566	70,287
内 訳	夫婦のみの世帯	12,053	15,287	18,437	20,939	22,763
	夫婦と子供から成る世帯	39,279	38,401	37,925	37,788	37,665
	男親と子供から成る世帯	816	1,021	1,143	1,264	1,308
	女親と子供から成る世帯	4,695	5,443	6,451	7,575	8,551
核家族以外の世帯		7,954	7,757	7,139	6,776	5,969
非親族を含む世帯		168	241	377	558	823
再掲						
母子世帯		1,112	1,082	1,378	1,680	1,691
父子世帯		185	172	189	191	138

出典：国勢調査各年10月1日

■ 高齢者世帯の状況

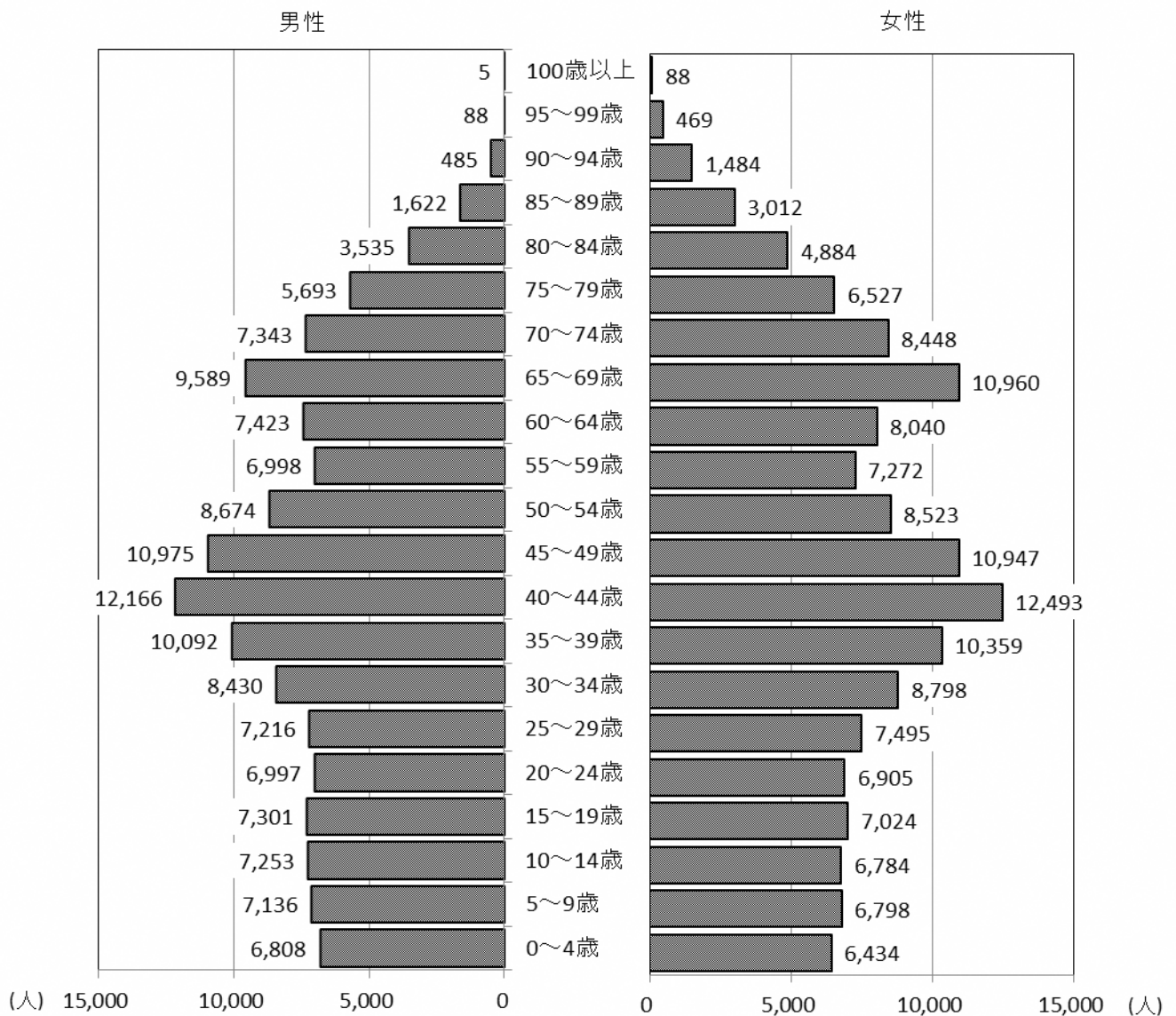
	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
15歳未満	15.3	15.1	15.1	14.9	14.7	
15～64歳	65.0	64.2	63.3	62.7	62.3	
65歳以上	19.7	20.7	21.6	22.4	23.0	

出典：茨木市統計書（各年3月31日現在）



出典：茨木市統計書（各年3月31日現在）

■年齢別人口構成（人口ピラミッド）



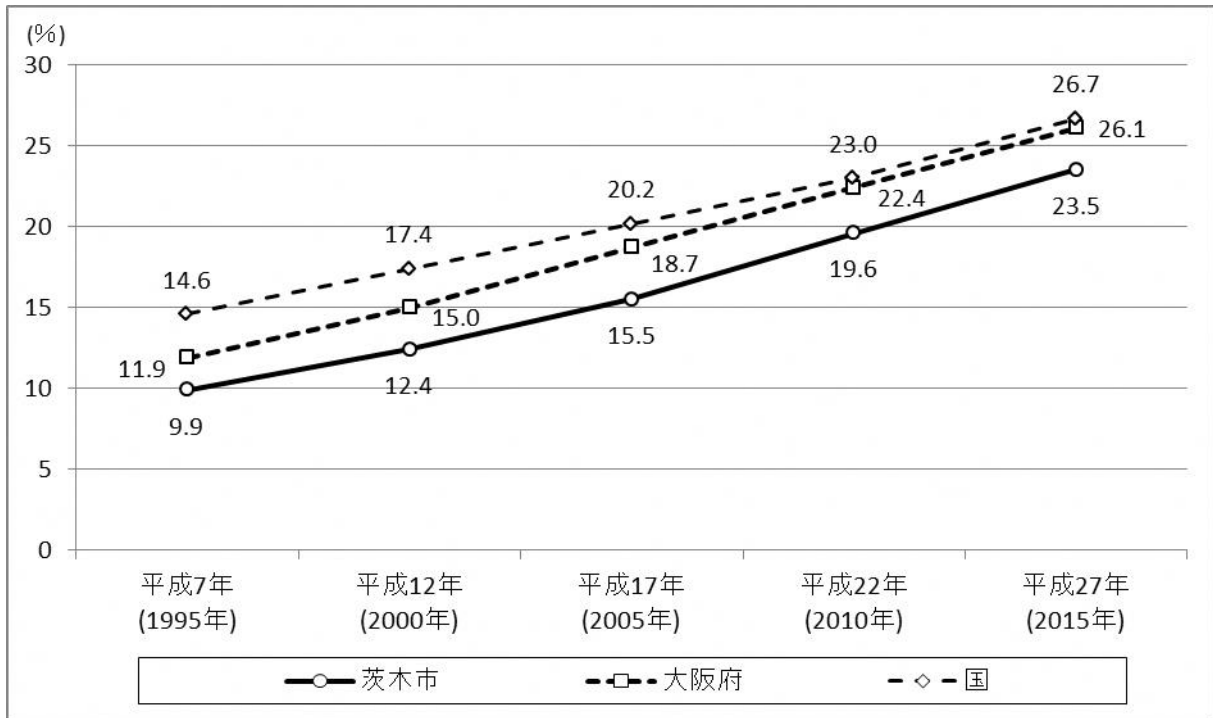
平成 28 年 (2016 年)

出典：国勢調査

■高齢化率の推移

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
茨木市	9.9	12.4	15.5	19.6	23.5
大阪府	11.9	15.0	18.7	22.4	26.1
国	14.6	17.4	20.2	23.0	26.7

出典：国勢調査



出典：国勢調査

■小学校区別人口（32校区）

小学校名	世帯数	総数	年齢階層			高齢化率
			0～14歳	15～64歳	65歳以上	
合計	122,244	279,573	41,213	174,128	64,232	23.0%
茨木小学校	6,801	13,806	1,808	8,942	3,056	22.1%
春日小学校	5,491	12,577	2,184	7,975	2,418	19.2%
春日丘小学校	4,016	9,094	1,394	5,701	1,999	22.0%
三島小学校	4,331	10,030	1,468	6,085	2,477	24.7%
中条小学校	5,902	13,923	2,321	9,212	2,390	17.2%
玉櫛小学校	4,377	9,852	1,382	6,332	2,138	21.7%
安威小学校	1,623	3,885	489	2,262	1,134	29.2%
玉島小学校	3,992	10,078	1,784	6,543	1,751	17.4%
福井小学校	2,205	5,211	756	2,890	1,565	30.0%
清溪小学校	650	1,177	57	663	457	38.8%
忍頂寺小学校	564	1,293	67	687	539	41.7%
大池小学校	7,056	15,160	1,981	9,479	3,700	24.4%
豊川小学校	2,386	4,717	520	2,820	1,377	29.2%
中津小学校	5,535	11,230	1,511	7,356	2,363	21.0%
東小学校	4,271	9,854	1,301	6,290	2,263	23.0%
水尾小学校	4,459	10,700	1,494	6,605	2,601	24.3%
郡山小学校	2,218	4,773	669	2,430	1,674	35.1%
太田小学校	4,578	11,526	1,978	6,864	2,684	23.3%
天王小学校	6,681	14,708	2,000	9,993	2,715	18.5%
葦原小学校	4,507	10,390	1,762	7,006	1,622	15.6%
郡小学校	2,641	6,413	881	4,009	1,523	23.7%
庄栄小学校	4,243	8,685	1,119	5,687	1,879	21.6%
沢池小学校	4,694	11,327	1,634	7,176	2,517	22.2%
畑田小学校	2,464	5,515	876	3,549	1,090	19.8%
山手台小学校	3,196	7,982	1,256	4,125	2,601	32.6%
耳原小学校	3,880	9,443	1,597	5,722	2,124	22.5%
穂積小学校	3,955	8,970	1,150	5,475	2,345	26.1%
白川小学校	3,956	9,390	1,129	5,619	2,642	28.1%
東奈良小学校	4,323	9,168	1,084	5,587	2,497	27.2%
西小学校	2,416	5,652	713	3,252	1,687	29.8%
西河原小学校	2,119	4,823	512	2,652	1,659	34.4%
彩都西小学校	2,714	8,221	2,336	5,140	745	9.1%

出典：茨木市統計書（各年3月31日現在）

■出生数と死亡数の推移

(人)

		平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
出生数	茨木市	2,697	2,612	2,622		
	大阪府	72,054	69,968	70,596		
	全国	1,029,816	1,003,539	1,005,677	981,000	
死亡数	茨木市	2,069	2,097	2,075		
	大阪府	81,864	81,653	83,577		
	全国	1,268,436	1,273,004	1,290,444	1,296,000	

出典：厚生労働省 人口動態調査

■年齢階級別死亡者数の推移

大阪府

年齢階級	平成24年(2012年)			平成25年(2013年)		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	80,472	43,006	37,466	81,864	43,932	37,932
0歳	154	97	57	136	76	60
1～4	54	24	30	46	17	29
5～9	35	19	16	29	15	14
10～14	44	19	25	32	19	13
15～19	89	61	28	85	59	26
20～24	165	110	55	151	109	42
25～29	235	143	92	188	125	63
30～34	276	179	97	294	178	116
35～39	526	342	184	458	274	184
40～44	819	512	307	776	482	294
45～49	1,048	663	385	1,061	670	391
50～54	1,467	951	516	1,383	903	480
55～59	2,136	1,475	661	2,068	1,404	664
60～64	4,966	3,441	1,525	4,593	3,265	1,328
65～69	6,279	4,416	1,863	6,521	4,511	2,010
70～74	8,801	5,869	2,932	9,044	6,217	2,827
75～79	11,831	7,421	4,410	11,958	7,540	4,418
80～84	13,786	7,699	6,087	14,311	8,142	6,169
85～89	13,051	5,786	7,265	13,532	6,161	7,371
90～	14,705	3,774	10,931	15,196	3,763	11,433
不詳	5	5	0	2	2	0
年齢階級	平成26年(2014年)			平成27年(2015年)		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	81,653	43,783	37,870	83,577	44,779	38,798
0歳	138	80	58	125	63	62
1～4	40	19	21	49	29	20
5～9	33	19	14	35	20	15
10～14	37	24	13	29	15	14
15～19	69	46	23	77	52	25
20～24	144	96	48	142	101	41
25～29	179	108	71	185	111	74
30～34	261	170	91	264	164	100
35～39	421	249	172	403	252	151
40～44	784	512	272	748	470	278
45～49	1,056	680	376	1,042	682	360
50～54	1,394	900	494	1,428	964	464
55～59	1,972	1,324	648	1,856	1,289	567
60～64	4,005	2,823	1,182	3,618	2,536	1,082
65～69	6,575	4,534	2,041	6,695	4,639	2,056
70～74	9,053	6,048	3,005	9,172	6,182	2,990
75～79	11,652	7,465	4,187	11,905	7,621	4,284
80～84	14,398	8,161	6,237	14,730	8,455	6,275
85～89	13,949	6,438	7,511	14,532	6,727	7,805
90～	15,489	4,084	11,405	16,538	4,404	12,134
不詳	4	3	1	4	3	1

出典：厚生労働省 人口動態調査

全国

年齢階級	平成24年(2012年)			平成25年(2013年)		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	1,256,359	655,526	600,833	1,268,436	658,684	609,752
0歳	2,299	1,222	1,077	2,185	1,193	992
1～4	877	458	419	773	425	348
5～9	497	292	205	453	269	184
10～14	509	303	206	467	284	183
15～19	1,369	920	449	1,268	876	392
20～24	2,476	1,779	697	2,423	1,726	697
25～29	3,203	2,180	1,023	2,894	2,010	884
30～34	4,065	2,647	1,418	3,909	2,533	1,376
35～39	6,805	4,408	2,397	6,436	4,161	2,275
40～44	10,346	6,666	3,680	10,124	6,515	3,609
45～49	13,840	9,019	4,821	14,053	9,045	5,008
50～54	20,770	13,629	7,141	20,581	13,509	7,072
55～59	33,216	22,618	10,598	31,365	21,243	10,122
60～64	67,491	47,266	20,225	62,932	43,625	19,307
65～69	80,161	55,541	24,620	82,495	57,081	25,414
70～74	111,507	74,490	37,017	111,419	74,813	36,606
75～79	164,344	103,528	60,816	161,275	101,777	59,498
80～84	221,545	125,465	96,080	224,159	127,275	96,884
85～89	234,928	106,537	128,391	244,044	112,565	131,479
90～	275,564	76,126	199,438	284,653	77,332	207,321
不詳	547	432	115	528	427	101
年齢階級	平成26年(2014年)			平成27年(2015年)		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	1,273,004	660,334	612,670	1,290,444	666,707	623,737
0歳	2,080	1,110	970	1,916	1,042	874
1～4	803	432	371	776	431	345
5～9	460	276	184	452	253	199
10～14	501	318	183	470	267	203
15～19	1,205	840	365	1,220	836	384
20～24	2,320	1,665	655	2,101	1,515	586
25～29	2,873	1,961	912	2,616	1,786	830
30～34	3,896	2,574	1,322	3,549	2,325	1,224
35～39	5,879	3,715	2,164	5,402	3,455	1,947
40～44	10,065	6,449	3,616	9,770	6,214	3,556
45～49	13,726	8,750	4,976	13,540	8,656	4,884
50～54	19,841	12,954	6,887	19,717	12,838	6,879
55～59	30,315	20,277	10,038	28,735	19,460	9,275
60～64	57,310	39,570	17,740	52,217	36,141	16,076
65～69	85,193	59,068	26,125	88,287	61,424	26,863
70～74	114,866	77,300	37,566	114,323	76,916	37,407
75～79	156,782	99,061	57,721	153,465	96,964	56,501
80～84	221,045	125,619	95,426	222,455	126,762	95,693
85～89	249,725	116,956	132,769	256,258	120,810	135,448
90～	293,649	81,070	212,579	312,720	88,253	224,467
不詳	470	369	101	455	359	96

出典：厚生労働省 人口動態調査

■死因別死亡者数の推移

大阪府

順位	平成24年		平成25年		平成26年		平成27年	
	死因	死亡数	死因	死亡数	死因	死亡数	死因	死亡数
1	悪性新生物	25,307	悪性新生物	25,528	悪性新生物	25,595	悪性新生物	26,056
2	心疾患	13,097	心疾患	13,053	心疾患	12,734	心疾患	12,909
3	肺炎	8,582	肺炎	8,732	肺炎	8,548	肺炎	8,657
4	脳血管疾患	6,194	脳血管疾患	6,040	脳血管疾患	5,914	脳血管疾患	5,754
5	老衰	2,509	老衰	2,796	老衰	3,165	老衰	3,523
6	不慮の事故	2,311	不慮の事故	2,289	不慮の事故	2,250	不慮の事故	2,265
7	自殺	1,877	腎不全	1,822	腎不全	1,741	腎不全	1,752
8	腎不全	1,854	自殺	1,811	自殺	1,735	自殺	1,624
9	肝疾患	1,387	肝疾患	1,366	肝疾患	1,376	肝疾患	1,400
10	慢性閉塞性肺疾患	1,047	慢性閉塞性肺疾患	1,125	慢性閉塞性肺疾患	1,017	慢性閉塞性肺疾患	1,102

出典：厚生労働省 人口動態調査

全国

順位	平成24年		平成25年		平成26年		平成27年	
	死因	死亡数	死因	死亡数	死因	死亡数	死因	死亡数
1	悪性新生物	360,963	悪性新生物	364,872	悪性新生物	368,103	悪性新生物	370,346
2	心疾患	198,836	心疾患	196,723	心疾患	196,925	心疾患	196,113
3	肺炎	123,925	肺炎	122,969	肺炎	119,650	肺炎	120,953
4	脳血管疾患	121,602	脳血管疾患	118,347	脳血管疾患	114,207	脳血管疾患	111,973
5	老衰	60,719	老衰	69,720	老衰	75,389	老衰	84,810
6	不慮の事故	41,031	不慮の事故	39,574	不慮の事故	39,029	不慮の事故	38,306
7	自殺	26,433	自殺	26,063	腎不全	24,776	腎不全	24,560
8	腎不全	25,107	腎不全	25,101	自殺	24,417	自殺	23,152
9	慢性閉塞性肺疾患	16,402	慢性閉塞性肺疾患	16,443	大動脈瘤及び解離	16,423	大動脈瘤及び解離	16,887
10	肝疾患	15,980	大動脈瘤及び解離	16,105	慢性閉塞性肺疾患	16,184	慢性閉塞性肺疾患	15,756

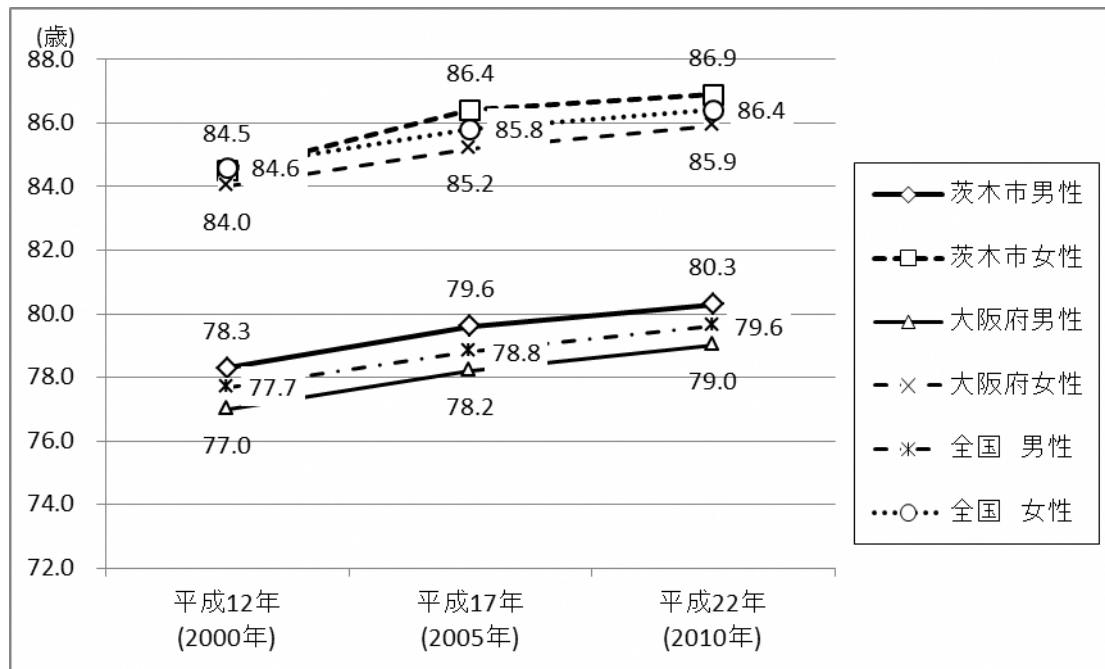
出典：厚生労働省 人口動態調査

■平均寿命

(歳)

	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)
茨木市男性	78.3	79.6	80.3
茨木市女性	84.5	86.4	86.9
大阪府男性	77.0	78.2	79.0
大阪府女性	84.0	85.2	85.9
全国 男性	77.7	78.8	79.6
全国 女性	84.6	85.8	86.4

出典：国勢調査各年10月1日



出典：国勢調査各年10月1日

■日常生活圏域別の高齢化の状況

項目		0～14歳	15～64歳	65歳以上	合計
総数	人口				
	構成比				
北部地域圏域	人口				
	構成比				
丘陵地域東部圏域	人口				
	構成比				
丘陵地域西部圏域	人口				
	構成比				
中心地域東部圏域	人口				
	構成比				
中心地域西部地域	人口				
	構成比				
中心地域中部地域	人口				
	構成比				
南部地域圏域	人口				
	構成比				

(今後算出予定。)

介護保険被保険者の状況

(1) 要支援・要介護認定者の推移

■要支援・要介護認定者の推移

項目	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
高齢者人口	58,530 人	61,246 人	63,253 人	64,970 人	人
要支援 1	1,685 人	1,828 人	2,038 人	2,008 人	人
要支援 2	1,461 人	1,587 人	1,597 人	1,625 人	人
小計	3,146 人	3,415 人	3,635 人	3,633 人	人
要介護 1	1,885 人	2,046 人	2,201 人	2,376 人	人
要介護 2	1,575 人	1,666 人	1,777 人	1,821 人	人
要介護 3	1,207 人	1,327 人	1,371 人	1,339 人	人
要介護 4	1,068 人	1,121 人	1,121 人	1,188 人	人
要介護 5	1,018 人	941 人	960 人	1,013 人	人
小計	6,753 人	7,101 人	7,430 人	7,737 人	人
合計	9,899 人	10,516 人	11,065 人	11,370 人	人

出典：茨木市（各年度9月30日現在）

(2) 認知症の状況

■要支援・要介護認定者の認知症の程度の状況

平成28年度(2016年度)

要介護度	対象者	認知症の程度						介護を必要とする人の割合 (中度(Ⅲ)以上)
		自立	軽度 (Ⅰ)	軽中度 (Ⅱ)	中度(Ⅲ)	中重度 (Ⅳ)	重度 (Ⅴ)	
要支援1	2,064人	1,358人	511人	195人	0人	0人	0人	0.0%
		65.8%	24.8%	9.4%	0.0%	0.0%	0.0%	
要支援2	1,767人	912人	635人	216人	3人	0人	1人	0.2%
		51.6%	35.9%	12.2%	0.2%	0.0%	0.1%	
要介護1	2,287人	482人	547人	1,193人	64人	0人	1人	2.8%
		21.1%	23.9%	52.2%	2.8%	0.0%	0.0%	
要介護2	1,408人	242人	253人	614人	293人	6人	0人	21.2%
		17.2%	18.0%	43.6%	20.8%	0.4%	0.0%	
要介護3	1,125人	124人	145人	311人	518人	25人	2人	48.4%
		11.0%	12.9%	27.6%	46.0%	2.2%	0.2%	
要介護4	1,011人	105人	119人	313人	388人	83人	3人	46.9%
		10.4%	11.8%	31.0%	38.4%	8.2%	0.3%	
要介護5	959人	66人	76人	135人	336人	342人	4人	71.1%
		6.9%	7.9%	14.1%	35.0%	35.7%	0.4%	
合計	10,621人	3,289人	2,286人	2,977人	1,602人	456人	11人	19.5%
		31.0%	21.5%	28.0%	15.1%	4.3%	0.1%	

国が定める「認知症高齢者の日常生活自立度」に基づき、次のとおり判定。

- I：何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
- II：日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる。
- III：日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがみられ、介護を必要とする。
- IV：日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ、常に介護を必要とする。
- M：著しい神経症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患がみられ、専門医療を必要とする。

※小数点以下の端数が生じるため、割合の合計が100%に一致しない場合があります。

出典：茨木市

(3) 居宅における要支援・要介護者の状況

■居宅サービス及び地域密着型サービス利用者

平成28年度(2016年度)

項目	居宅サービス利用者		地域密着型サービス利用者	
	人数	構成比	人数	構成比
合計				
要支援1				
要支援2				
要介護1				
要介護2				
要介護3				
要介護4				
要介護5				

■認知症の状況

平成28年度(2016年度)

要介護度	対象者	認知症の程度						介護を必要とする割合(Ⅲ以上)
		自立	I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	M	
要支援1								
要支援2								
要介護1								
要介護2								
要介護3								
要介護4								
要介護5								
合計								

■施設サービス利用者

平成28年度(2016年度)

	合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	重度化率
施設サービス利用者							
介護老人福祉施設							
介護老人保健施設							
介護療養型医療施設							

(今後算出予定。)

障害者の状況

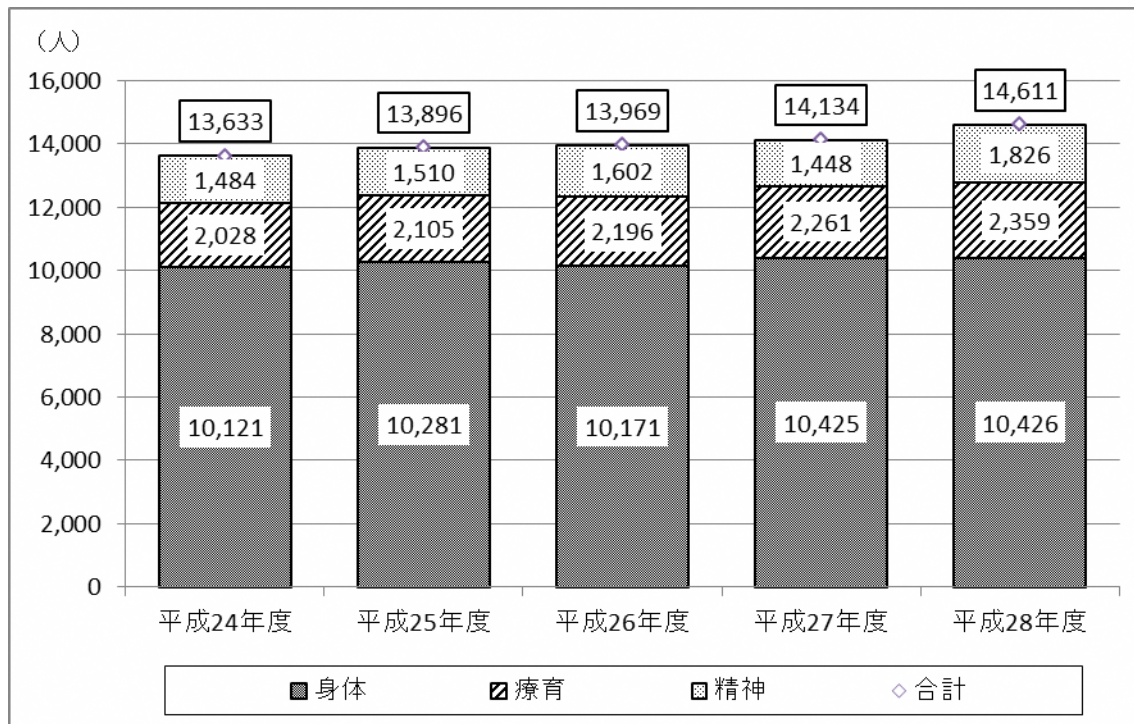
(1) 障害者の状況

①障害者手帳所持者の状況

(単位：人、%)

		平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
総人口		275,995	276,662	277,768	278,741	279,573
身体障害者手帳	人数	10,121	10,281	10,171	10,425	10,426
	割合	74.2%	74.0%	72.8%	73.8%	71.4%
療育手帳	人数	2,028	2,105	2,196	2,261	2,359
	割合	14.9%	15.1%	15.7%	16.0%	16.1%
精神障害者 保健福祉手帳	人数	1,484	1,510	1,602	1,448	1,826
	割合	10.9%	10.9%	11.5%	10.2%	12.5%
障害者手帳所持者総数		13,633	13,896	13,969	14,134	14,611
総人口に占める 障害者手帳所持者の割合		4.94%	5.02%	5.03%	5.07%	5.23%

出典：茨木市（各年度3月末日現在）



出典：茨木市（各年度3月末日現在）

②障害支援区分認定者の状況

(単位：人)

		平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	
区 分 認 定	区分1	人数	43	31	9	6	4
		割合	4.2%	3.0%	0.7%	0.5%	0.3%
	区分2	人数	230	236	137	121	115
		割合	22.7%	22.6%	9.9%	9.2%	9.1%
	区分3	人数	254	269	422	395	379
		割合	25.0%	25.7%	30.5%	30.0%	29.8%
	区分4	人数	172	181	318	307	297
		割合	16.9%	17.3%	23.0%	23.3%	23.4%
	区分5	人数	143	149	209	207	204
		割合	14.1%	14.3%	15.1%	15.7%	16.1%
	区分6	人数	173	179	288	280	271
		割合	17.0%	17.1%	20.8%	21.3%	21.3%
合計		1,015	1,045	1,383	1,316	1,270	

出典：茨木市（各年度3月末日現在）

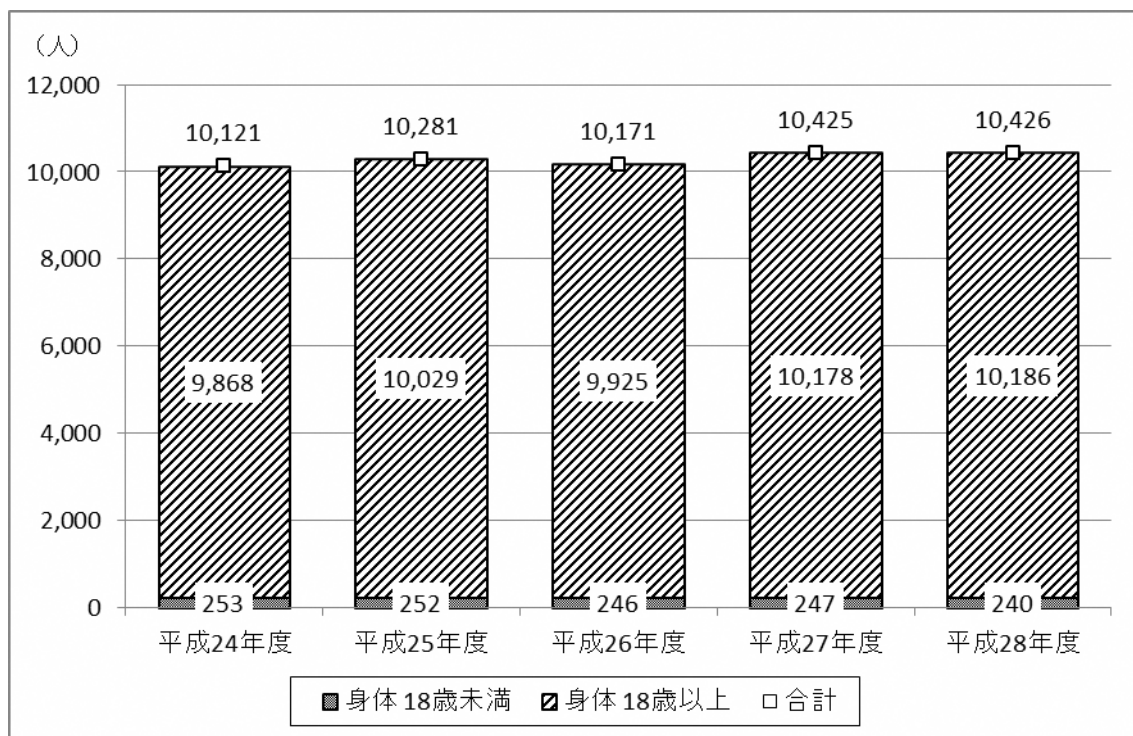
(2) 身体障害者の状況

①年齢別の身体障害者手帳所持者の状況

(単位：人、%)

		平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
18歳未満	人数	253	252	246	247	240
	割合	2.5%	2.5%	2.4%	2.4%	2.3%
18歳以上	人数	9,868	10,029	9,925	10,178	10,186
	割合	97.5%	97.5%	97.6%	97.6%	97.7%
合計		10,121	10,281	10,171	10,425	10,426

出典：茨木市（各年度3月末日現在）



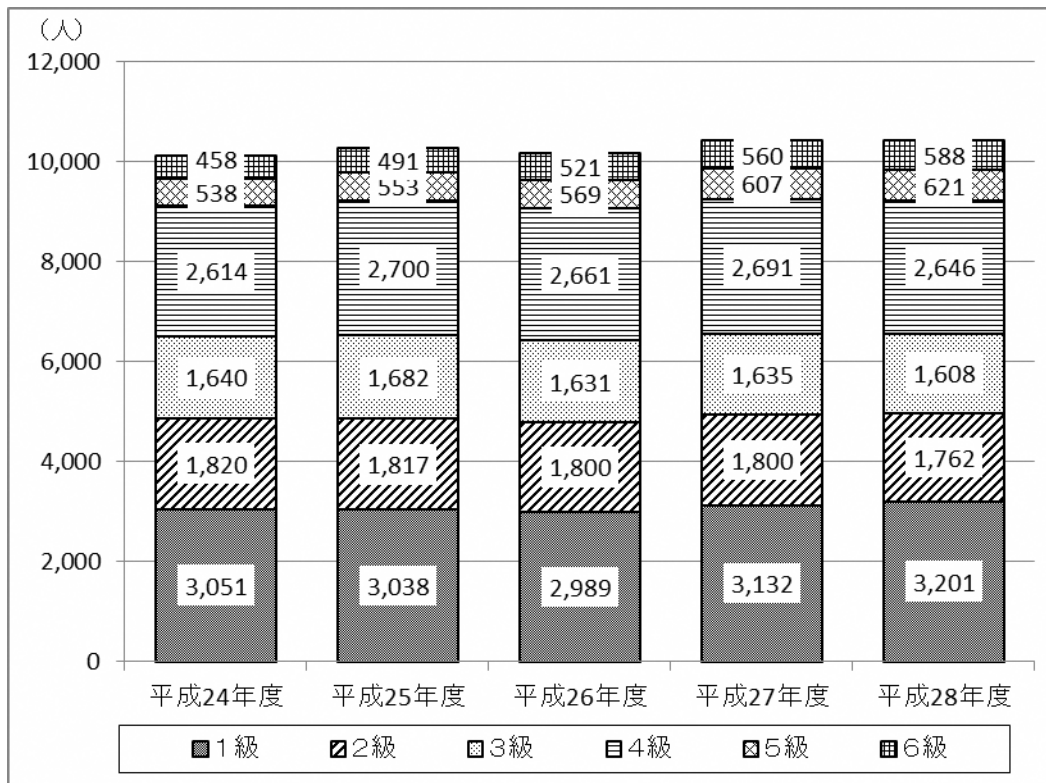
出典：茨木市（各年度3月末日現在）

②等級別の身体障害者手帳所持者の状況

(単位：人、%)

		平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
1級	人数	3,051	3,038	2,989	3,132	3,201
	割合	30.1%	29.5%	29.4%	30.0%	30.7%
2級	人数	1,820	1,817	1,800	1,800	1,762
	割合	18.0%	17.7%	17.7%	17.3%	16.9%
3級	人数	1,640	1,682	1,631	1,635	1,608
	割合	16.2%	16.4%	16.0%	15.7%	15.4%
4級	人数	2,614	2,700	2,661	2,691	2,646
	割合	25.8%	26.3%	26.2%	25.8%	25.4%
5級	人数	538	553	569	607	621
	割合	5.3%	5.4%	5.6%	5.8%	6.0%
6級	人数	458	491	521	560	588
	割合	4.5%	4.8%	5.1%	5.4%	5.6%
合計		10,121	10,281	10,171	10,425	10,426

出典：茨木市（各年度3月末日現在）



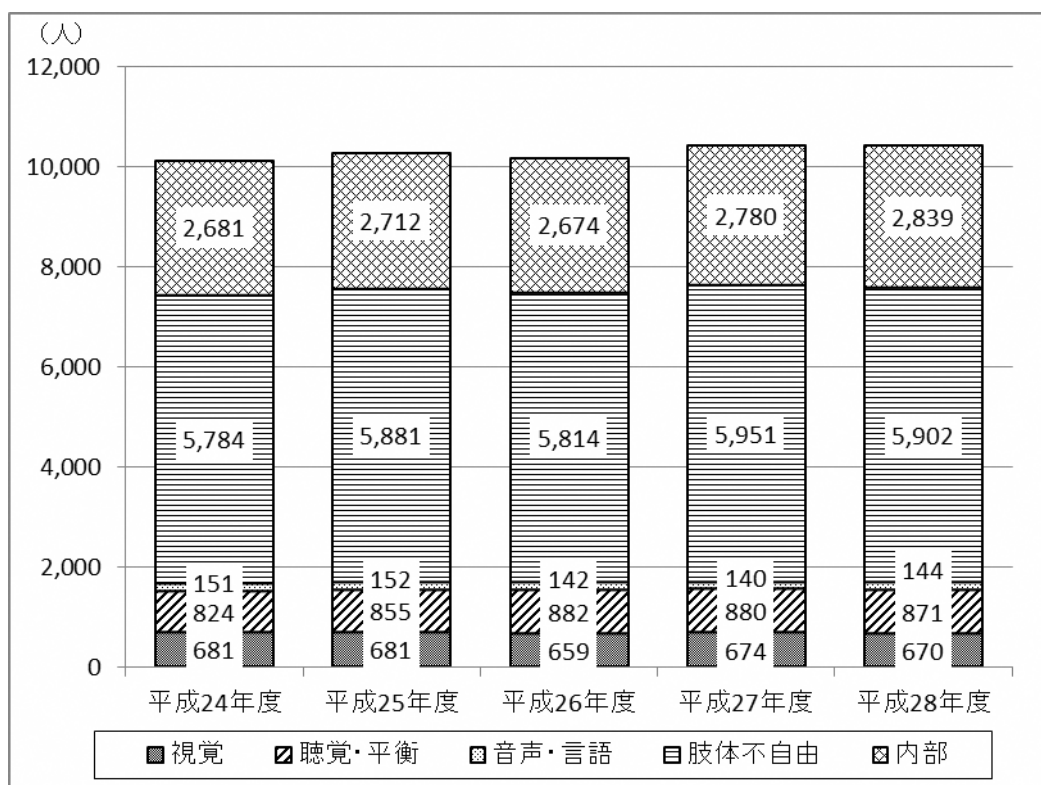
出典：茨木市（各年度3月末日現在）

③障害部位別の身体障害者手帳所持者の状況

(単位：人、%)

		平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
視覚障害	人数	681	681	659	674	670
	割合	6.7%	6.6%	6.5%	6.5%	6.4%
聴覚・平衡機能	人数	824	855	882	880	871
	割合	8.1%	8.3%	8.7%	8.4%	8.4%
音声・言語障害	人数	151	152	142	140	144
	割合	1.5%	1.5%	1.4%	1.3%	1.4%
肢体不自由	人数	5,784	5,881	5,814	5,951	5,902
	割合	57.1%	57.2%	57.2%	57.1%	56.6%
内部障害	人数	2,681	2,712	2,674	2,780	2,839
	割合	26.5%	26.4%	26.3%	26.7%	27.2%
合計		10,121	10,281	10,171	10,425	10,426

出典：茨木市（各年度3月末日現在）



出典：茨木市（各年度3月末日現在）

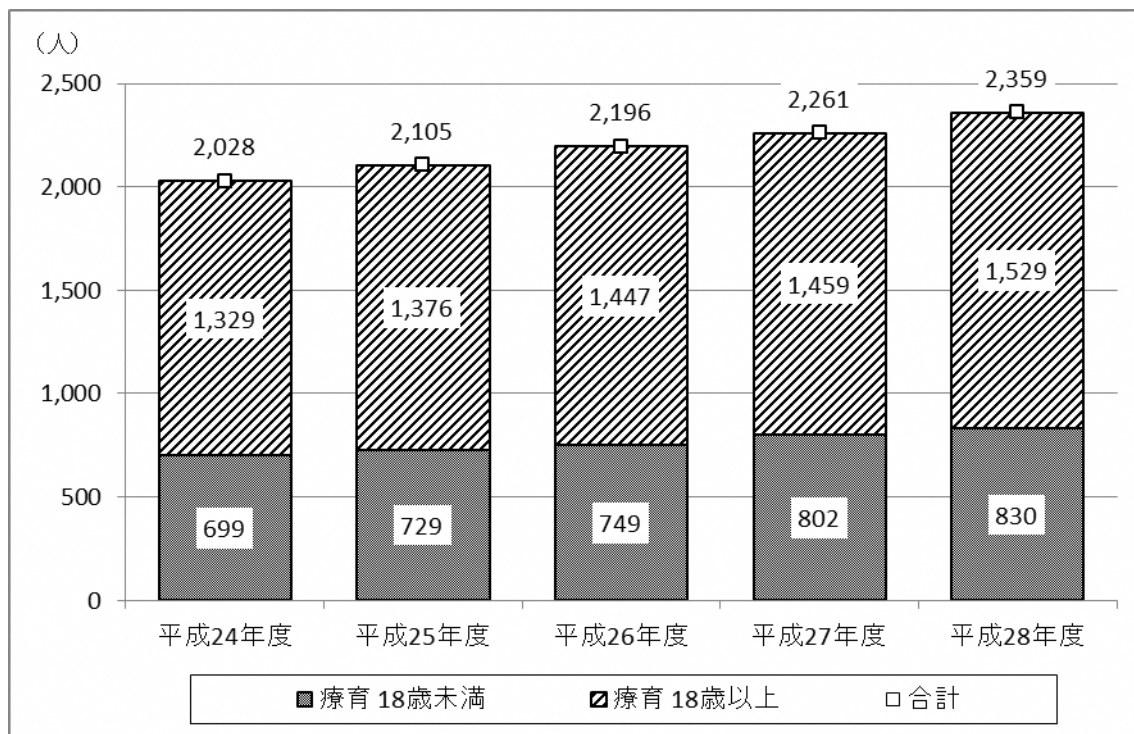
(3) 知的障害者の状況

①年齢別の療育手帳所持者の状況

(単位：人、%)

		平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
18歳未満	人数	699	729	749	802	830
	割合	34.5%	34.6%	34.1%	35.5%	35.2%
18歳以上	人数	1,329	1,376	1,447	1,459	1,529
	割合	65.5%	65.4%	65.9%	64.5%	64.8%
合計		2,028	2,105	2,196	2,261	2,359

出典：茨木市（各年度3月末日現在）



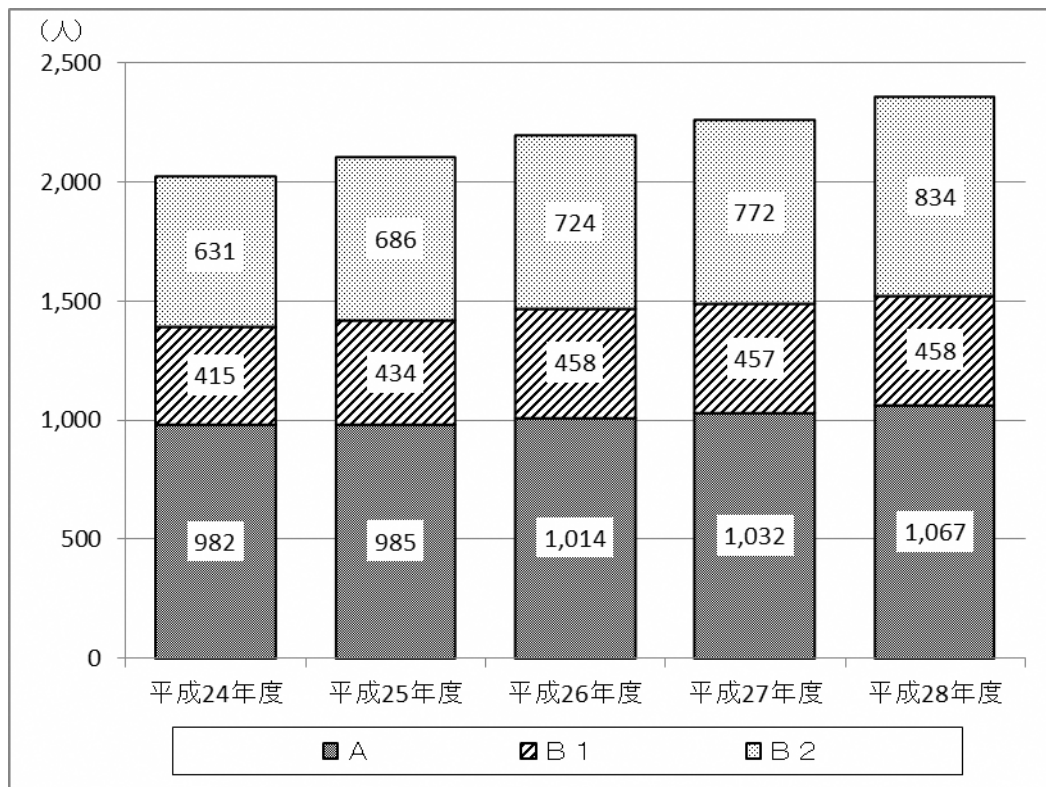
出典：茨木市（各年度3月末日現在）

②判定別の療育手帳所持者の状況

(単位：人、%)

		平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
A	人数	982	985	1,014	1,032	1,067
	割合	48.4%	46.8%	46.2%	45.6%	45.2%
B 1	人数	415	434	458	457	458
	割合	20.5%	20.6%	20.9%	20.2%	19.4%
B 2	人数	631	686	724	772	834
	割合	31.1%	32.6%	33.0%	34.1%	35.4%
合計		2,028	2,105	2,196	2,261	2,359

出典：茨木市（各年度3月末日現在）



出典：茨木市（各年度3月末日現在）

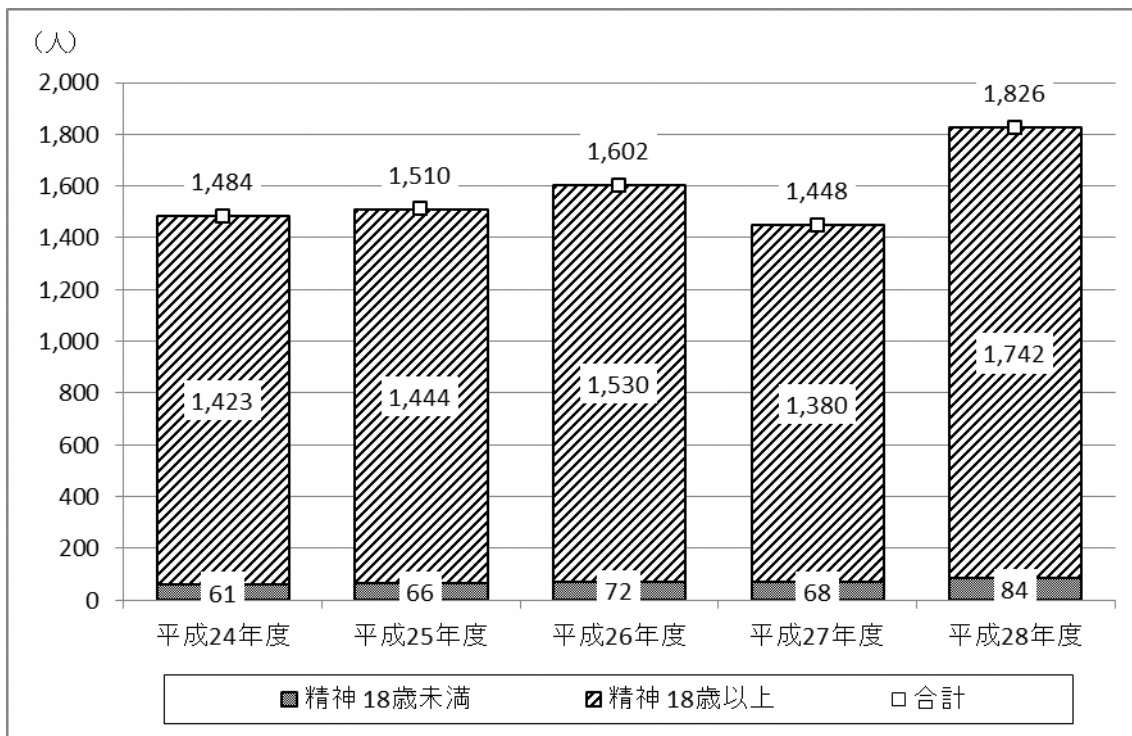
(4) 精神障害者の状況

①年齢別の精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

(単位：人、%)

		平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
18歳未満	人数	61	66	72	68	84
	割合	4.1%	4.4%	4.5%	4.7%	4.6%
18歳以上	人数	1,423	1,444	1,530	1,380	1,742
	割合	95.9%	95.6%	95.5%	95.3%	95.4%
合計		1,484	1,510	1,602	1,448	1,826

出典：茨木市（各年度3月末日現在）



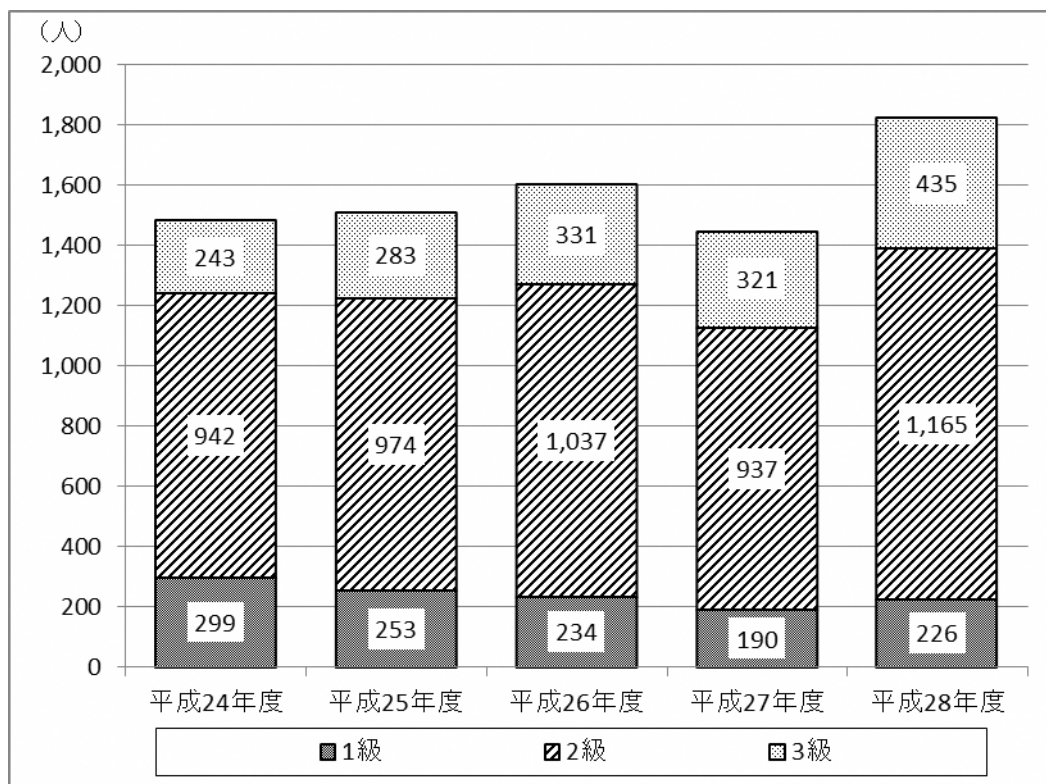
出典：茨木市（各年度3月末日現在）

②等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

(単位：人、%)

		平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
1級	人数	299	253	234	190	226
	割合	20.1%	16.8%	14.6%	13.1%	12.4%
2級	人数	942	974	1,037	937	1,165
	割合	63.5%	64.5%	64.7%	64.7%	63.8%
3級	人数	243	283	331	321	435
	割合	16.4%	18.7%	20.7%	22.2%	23.8%
合計		1,484	1,510	1,602	1,448	1,826

出典：茨木市（各年度6月末日現在）



出典：茨木市（各年度6月末日現在）

将来推計

(1) 高齢者人口の推計

■人口構成の推計

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
総人口					
40歳未満					
40～64歳					
65～69歳					
70～74歳					
75～79歳					
80～84歳					
85～89歳					
90歳以上					
40歳未満					
40歳未満					
65歳以上					
75歳以上					

	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)	平成36年度 (2024年度)	平成37年度 (2025年度)
総人口				
40歳未満				
40～64歳				
65～69歳				
70～74歳				
75～79歳				
80～84歳				
85～89歳				
90歳以上				
40歳未満				
40歳以上				
65歳以上				
75歳以上				

(今後算出予定。)

(2) 要支援・要介護認定者の推計

■要支援・要介護認定者の推計

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
要支援 1			
要支援 2			
要介護 1			
要介護 2			
要介護 3			
要介護 4			
要介護 5			
合計			
うち 1号被保険者 (対65歳以上人口比)			
うち 2号被保険者			

(3) 認知症日常生活自立度Ⅱ以上の要支援・要介護認定者の推計

■認知症日常生活自立度Ⅱ以上の要支援・要介護認定者の推計

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
要支援 1			
(認定者数に占める割合)			
要支援 1			
(認定者数に占める割合)			
要介護 1・2			
(認定者数に占める割合)			
要介護 3～5			
(認定者数に占める割合)			

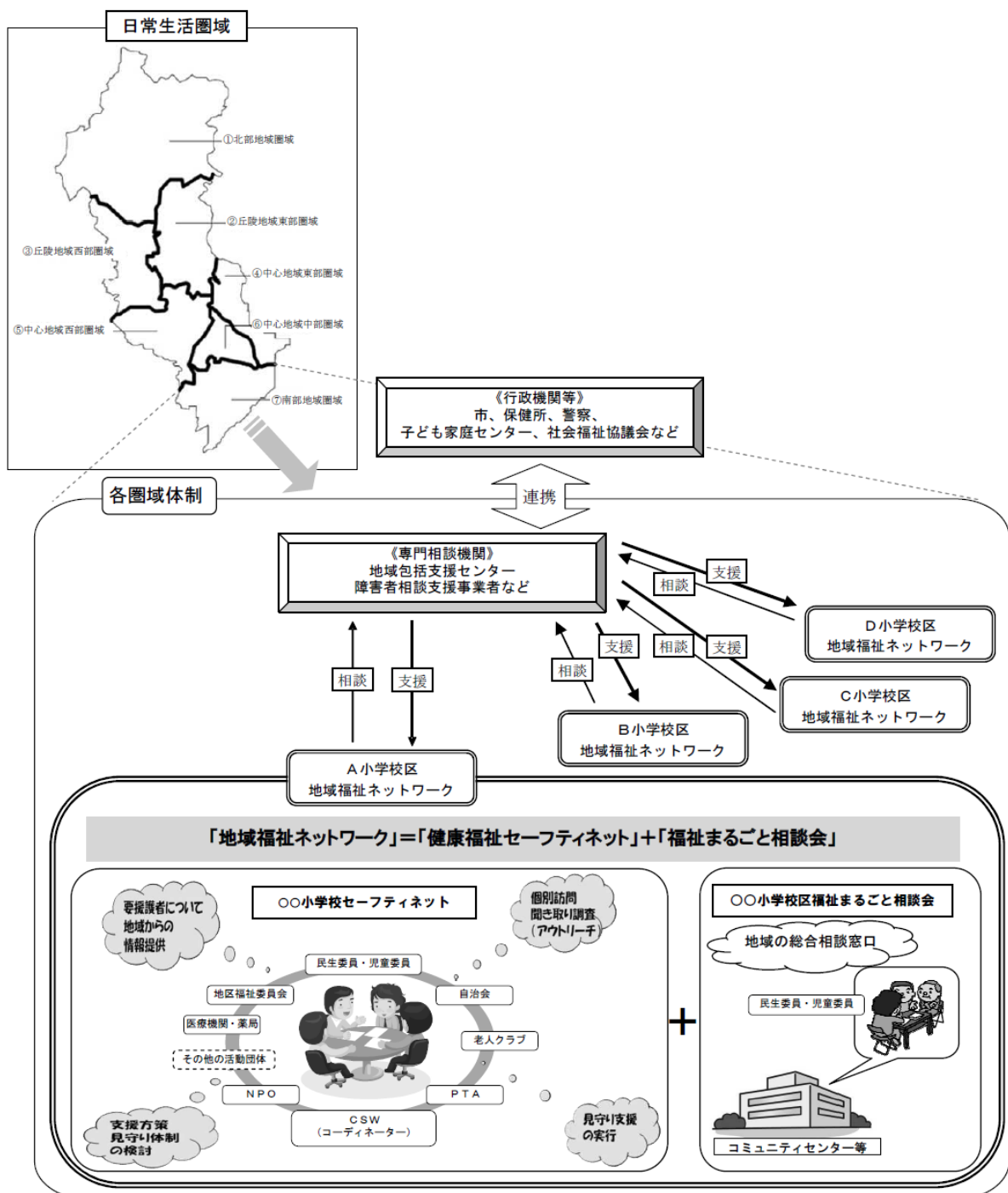
(今後算出予定。)

第2節 前計画の評価と課題

前計画で掲げていた地域福祉推進に向けた体制整備である「地域福祉ネットワーク」について、「福祉まるごと相談会」「健康福祉セーフティネット会議」をほぼ市内全域に設置できました。一方で、身近であるためにかえって相談に行きづらいなどの課題が残り、地域に求められる機能もより複雑多様化しています。

今後の方向性として、身近な地域での相談支援体制の再編と、より包括的な相談支援体制を検討していくとともに、他分野の相談支援、ネットワークの体制を含めた整理が必要です。

■前計画における「地域福祉ネットワーク」図



第3章 計画の基本方針

第1節 理念

**「すべての人が健やかに、支え合い暮らせる、
みんなが主役の地域共生のまちづくり」
～包括的な支援体制の実現とともに～**

本計画を策定するにあたり、前計画で掲げた基本理念である「すべての人がすこやかに、安心して暮らし続けられる福祉のまちづくり」、「第5次茨木市総合計画」のまちづくりの将来像である「ともに支え合い、健やかに暮らせるまち」、さらに国の進める「我が事・丸ごと」地域共生社会や包括的な相談支援体制の実現として挙げられている内容をもとに理念を設定しました。

支える側と支えられる側に分かれるのではなく、市民一人ひとりが主役になれるよう支え合いながら、自分らしく活躍できる地域を作り、健やかに暮らし続けることを目指すものです。

この理念のもと、保健福祉に関わる各種施策（事業）を推進していきます。

茨木市版のイメージ図

第2節 基本目標

本計画を進めるにあたり、理念に基づき各施策を推進するための基本目標を6つ定めます。これらは、前計画の基本目標のほか、計画策定のために実施した市民のワークショップであがった意見をもとに定めたもので、各分野共通の目標とします。

(1) お互いにつながり支え合える

保健福祉のどの分野においても、身近な地域とのつながりが重要です。各分野でこれまで展開してきたネットワークや相談支援体制を、保健福祉全体として、より効率的・効果的なものに整備していくことを目指します。

(2) 健康にいきいきと自立した生活を送る

心身ともに健康でいきいきとした生活を送れるよう、生涯を通じた健康づくりと生活習慣病の予防など健康づくりの体制整備、また、自立した生活を送るために「丸ごと」相談のできる包括的な相談支援体制整備を併せて行います。

(3) “憩える・活躍できる”場をつくる

身近な地域で気軽に寄れる居場所と、活躍できる人材を養成する体制を整備します。地域住民が憩える場のほか、自身が持つ力を発揮し、活躍できる機会を作ることで、地域住民の活動の活性化と地域への参加を促します。地域住民が地域課題を「我が事」として認識し、市と地域が協力して取り組めるような場づくりや支援を行っていきます。

(4) 一人ひとりの権利が尊重される

子どもから高齢者、障害者等を含むすべての市民がお互いを理解し、尊重し合える気風を育むとともに、虐待防止や権利擁護に関する施策を推進することにより、支援が必要な人を早期に発見し、適切な支援につなげていきます。

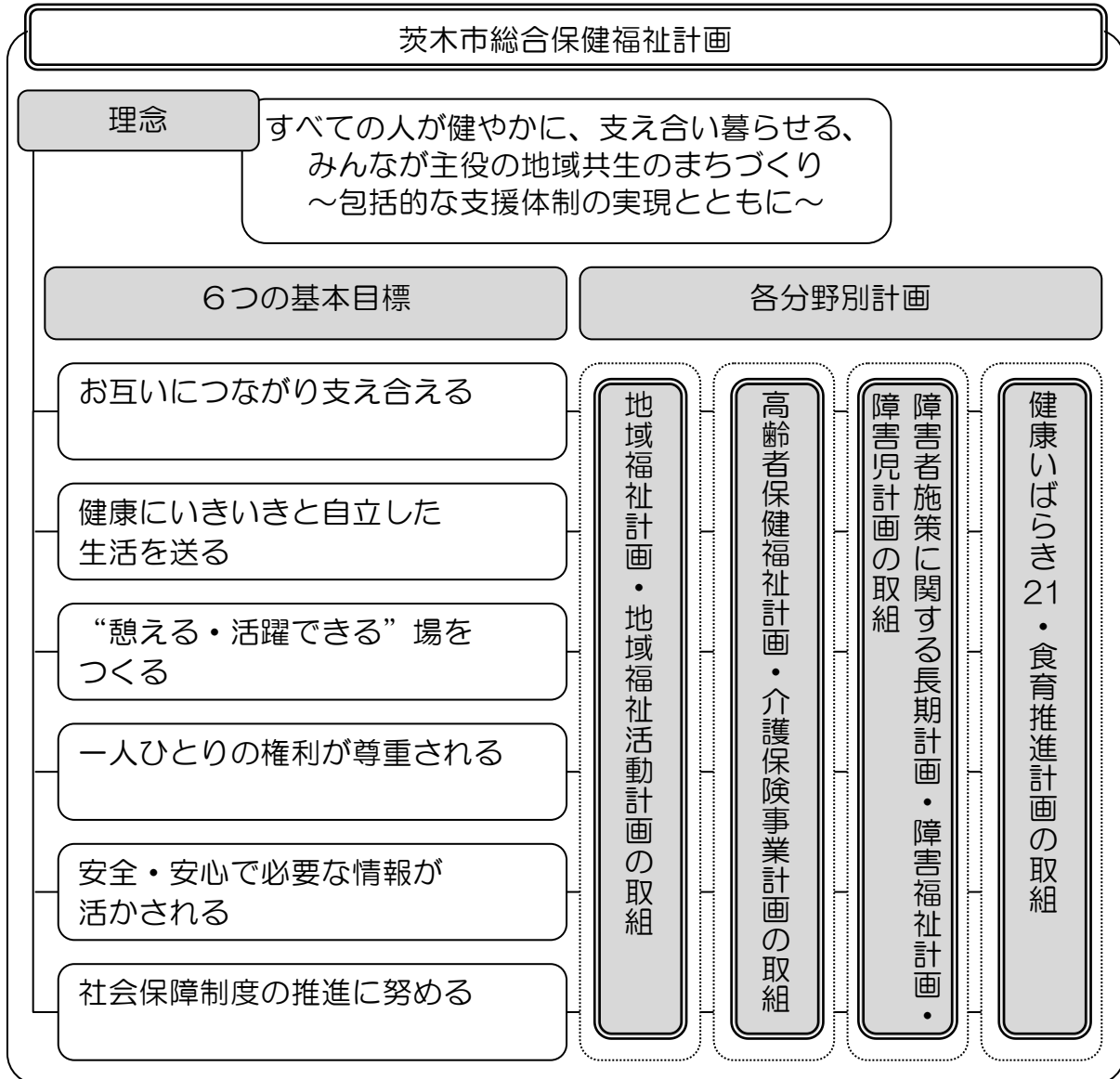
(5) 安全・安心で必要な情報が活かされる

市民にわかりやすい形で情報を発信するとともに、その情報が必要な方に届き、活かされる体制を整備します。また、災害時等の緊急時には、市と関係機関が迅速に災害時要支援者の情報などを共有できるよう努めます。

(6) 社会保障制度の推進に努める

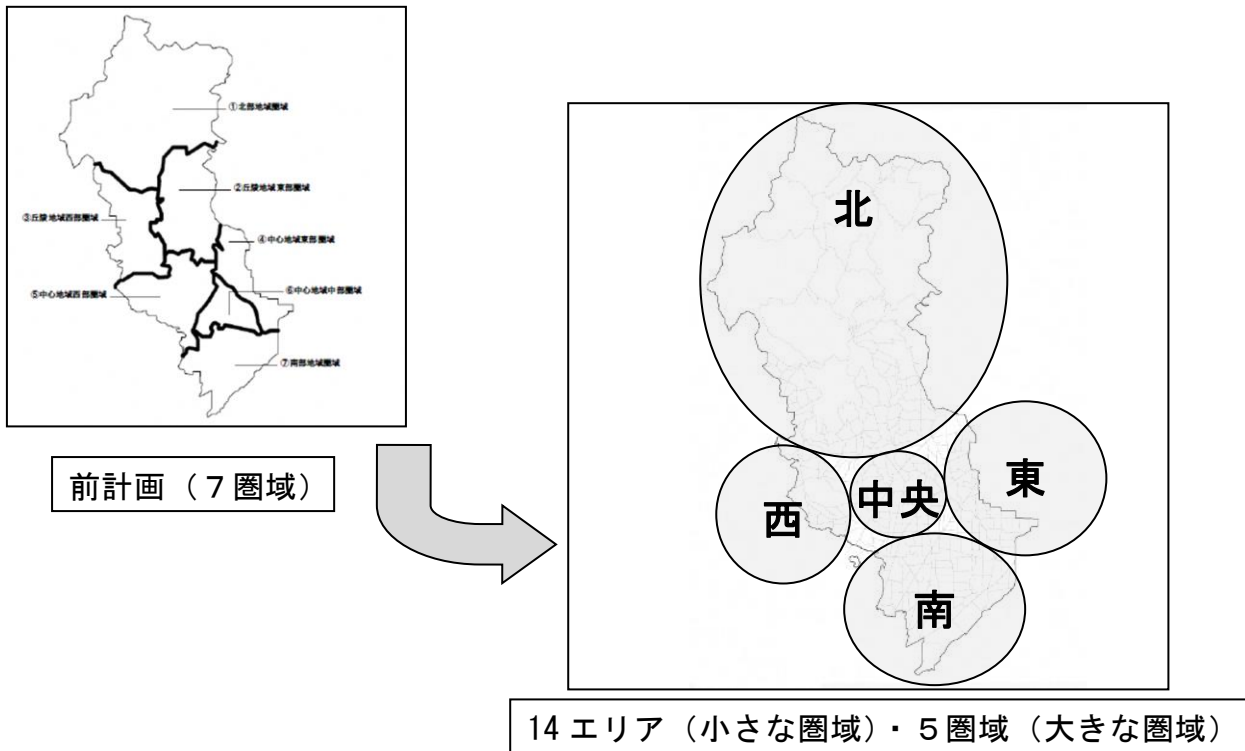
介護保険事業や国民健康保険事業等、社会保障制度の適正・円滑な運営に努めます。また、必要な福祉サービスを必要な方につなげていく体制を整備します。

■図表：理念・基本目標



第3節 茨木市が目指す包括的な支援体制

(1) 新たな圏域（14 エリア 5 圏域）の設定について（図はイメージ）



前計画では市内を7圏域に分け、各事業を展開してきました。一方で、計画策定以降、各圏域の高齢者人口が最大で1圏域あたり14,000人程度まで増加し、現行の6か所の地域包括支援センターによる支援が難しくなっています。また、地域に求められる機能の多様化や地域密着型サービス等の充実など、より広い地域での事業展開と、より狭い地域での事業展開が共に求められるようになっていきます。

そこで今回の計画では、より効果的に事業を展開するため、この7圏域の考え方を見直し、新たに14エリア（小さな圏域）と5圏域（大きな圏域）を設定します。

まず、2～3小学校区を単位として14エリア（小さな圏域）を設定することで期待できる効果として、

- ① より住民に身近な圏域で、住民が主体的に取り組むことができる施策の実現を図ることができる。
 - ② 1エリアごとの高齢者人口が、5,000人程度に平準化され、よりきめ細やかな事業展開を図ることができる。
- ことなどが挙げられます。

また、「東」「西」「南」「北」「中央」の5圏域（大きな圏域）を設定することで期待できる効果として、

- ① 前計画の7圏域に比べて、市民にとってわかりやすい。
- ② 市の他施策（貧困対策や子育て分野など）との整合が図られる。ことなどが挙げられます。

より小さな圏域とより大きな圏域に分けることで、地域に求められる様々な機能や事業をより効果的に行えるような体制整備を進めます。

（2）新たな包括的な相談支援体制の構築について

【取組・整備の方向】

- ・ 包括的な相談が行える拠点の整備
- ・ 地域での相談、コーディネート体制の整備

（3）新たなネットワークの構築について

【取組・整備の方向】

- ・ 地域におけるネットワーク連携の整理、統合

第4節 施策体系

基本目標1：お互いにつながり支え合える

【各分野における方向性】

1. 地域福祉計画・地域福祉活動計画

- 民生委員・児童委員活動の推進（P●参照）
- 地域活動の推進（P●参照）
- 見守り・つなぎ機能の強化（P●参照）
- 更生保護活動の推進（P●参照）

2. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

- 地域包括支援センターの運営（P●参照）
- 生活支援サービス・体制整備の推進（P●参照）

3. 障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

- 障害の有無にかかわらず、すべての人が支え合う共生社会の実現への取組（P●参照）
- 重層的な相談体制によるネットワークの推進（P●参照）
- 社会参加や交流を通しての相互理解の促進（P●参照）

4. 健康いばらき21・食育推進計画

- 地域における総合的な食育の推進（P●参照）
- 健康づくりを推進する人材や団体への支援（P●参照）
- 地域の関係機関や団体との連携（P●参照）

アンケート、ワークショップからの意見抜粋

基本目標 2：健康にいきいきと自立した生活を送る

【各分野における方向性】

1. 地域福祉計画・地域福祉活動計画

- 生活困窮者に対する支援（P●参照）
- 生活困窮者等に対する支援を通じた地域・関係づくり（P●参照）

2. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

- 介護予防・生活支援サービス事業の充実（P●参照）
- 一般介護予防事業の推進（P●参照）

3. 障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

- 身近な地域での包括的な相談支援体制の構築（P●参照）
- 地域での自立した生活に向けた支援体制の充実（P●参照）
- 精神障害者の地域での生活を支える施策（P●参照）
- 難病患者等の施策の谷間にある分野に対する支援（P●参照）
- 医療的ケアの必要な方に対する支援の充実（P●参照）
- 療育・教育体制の充実（P●参照）

4. 健康いばらき21・食育推進計画

- 食育の推進（P●参照）
- 身体活動（運動）による体力の維持・向上（P●参照）
- こころの健康づくりへの取組（P●参照）
- たばこの害をなくす取組（P●参照）
- 自己の健康管理への支援（P●参照）
- 歯と口の健康づくりへの取組（P●参照）
- みんなで進める健康づくり（P●参照）

アンケート、ワークショップからの意見抜粋

基本目標3：“憩える・活躍できる”場をつくる

【各分野における方向性】

1. 地域福祉計画・地域福祉活動計画

- 地域で活躍できる人材の育成（P●参照）
- 地域の交流・活動拠点の推進（P●参照）

2. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

- アクティブシニア等の活用・担い手育成（P●参照）
- 高齢者の身近な「居場所」の整備（P●参照）
- 高齢者の「働く場」の創造（P●参照）
- 高齢者の居住安定に係る施策との連携（P●参照）

3. 障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

- 文化芸術やスポーツなど余暇活動を通じた社会参加の促進（P●参照）
- 障害者が働きつづけられる環境の充実（P●参照）

4. 健康いばらき21・食育推進計画

-

アンケート、ワークショップからの意見抜粋

基本目標4：一人ひとりの権利が尊重される

【各分野における方向性】

1. 地域福祉計画・地域福祉活動計画

- 権利擁護の推進（P●参照）
- 虐待防止のネットワーク推進（P●参照）

2. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

- 新オレンジプラン（P●参照）
- 認知症総合支援事業の推進（P●参照）
- 虐待防止対策の推進（P●参照）
- 権利擁護の推進（P●参照）

3. 障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

- お互いの人権と尊厳が大切にされる差別のないまちづくりの推進（P●参照）
- 障害者の尊厳を保持するための虐待防止対応と権利擁護に関する取組の推進（P●参照）

4. 健康いばらき21・食育推進計画

- 受動喫煙防止対策の推進（P●参照）

アンケート、ワークショップからの意見抜粋

基本目標5：安全・安心で必要な情報が活かされる

【各分野における方向性】

1. 地域福祉計画・地域福祉活動計画

- 啓発、情報提供の充実（P●参照）
- 災害時の情報伝達体制、要支援者の把握（P●参照）

2. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

- 安心して暮らせる環境の充実（P●参照）
- 家族介護支援事業の推進（P●参照）
- 情報公表制度の推進（P●参照）

3. 障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

- 情報提供の充実とコミュニケーション手段の確保（P●参照）
- ユニバーサルデザインのまちづくり（P●参照）
- 移動しやすい環境の充実（P●参照）
- 防災の推進（P●参照）
- 防犯の推進（P●参照）

4. 健康いばらき21・食育推進計画

- 健康づくりに必要な情報提供（P●参照）

アンケート、ワークショップからの意見抜粋

基本目標6：社会保障制度の推進に努める

【各分野における方向性】

1. 地域福祉計画・地域福祉活動計画

- 生活保護制度の適正実施（P●参照）

2. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

- 介護保険制度の推進
- 介護給付適正化事業
- 在宅医療・介護連携推進事業

3. 障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

- 障害者福祉にかかる社会保障制度の推進（P●参照）

4. 健康いばらき21・食育推進計画

- 健康管理のための健（検）診の充実（P●参照）

アンケート、ワークショップからの意見抜粋

第4章 計画の推進体制等

第1節 推進体制

(1) 庁内の推進体制

本計画は、子どもから高齢者まで、すべての市民が一人の人間として尊重され、支え合い、助け合う中で、生きがいを持って、安心して暮らし続けられる、みんなが主役の地域共生のまちづくりを目指すところから、庁内の関係部署と幅広く連携を図りながら推進します。

(2) 市民、地域の関係団体・事業者、行政等との協働による推進

計画の実施主体は、行政のみならず、市民をはじめ、地域の関係団体、各種ボランティア、福祉サービス事業者など多岐にわたっており、各主体の連携・協力体制が不可欠です。

本市は各主体と協働し、総合保健福祉計画の目標の実現に向けて各種施策を展開していきます。

第2節 進行管理

「茨木市総合保健福祉審議会」及び各分科会において、総合保健福祉計画及び分野別計画の進行状況についての評価を行い、意見を聞きます。

議題 3

次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業
計画について

第2編 分野別計画

第2章

高齢者保健福祉計画（第8次）・

介護保険事業計画（第7期）

第1節 第7次・第6期計画の現状と課題

基本目標1 安心して暮らせる地域づくり

1 地域支援機能の強化

地域包括支援センターは、高齢化の進展、人口構造の変化による相談内容の複雑多様化により、より高い専門性が求められています。そのため、地域包括支援センターの包括的・継続的ケアマネジメント支援として地域ケア会議の推進が課題となっています。また、認知症高齢者、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯の増加等による地域の様々な生活課題や相談に対応できるよう、専門職員の確保と資質向上が課題となっています。

【地域包括支援センターの機能強化】

項 目		平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
総合相談支援業務（市民、関係機関）		3,894件	4,116件	4,991件
業務評価		自己評価	業務評価（試行）	業務評価（市）
地域ケア会議	開催回数	22回	34回	33回
	内、個別課題の解決機能	7回（模擬事例）	4回	5回

また、高齢者の生活支援体制整備に向け、市域全体の第1層に、関係団体の参画による協議体の設置及び生活支援コーディネーターの配置を行うとともに、小学校区単位の第2層では、中津小学校区において、協議体の設置及び生活支援コーディネーターの配置のほか、タブレットによるネットワーク構築事業を行いました。今後、さらに第2層協議体を設置するにあたっては、参画団体との情報共有や連携協議を通じて、地域資源の把握と生活支援ニーズに合ったサービスの開発が課題となっています。

2 医療・介護の連携の推進

医療と介護のサービス情報を在宅療養充実のため、一元化することで市民の皆さまに情報提供するツールや市と事業者間で情報共有ができる連絡サイトの導入を進めています。また、在宅療養情報の提供では、市民、関係機関への周知と活用促進が課題となっています。

在宅療養関係者の支援として、「はつらっふパスポート」の普及・活用するため周知と対象者に必ず届く配布システムの検討が課題となっています。

医療・介護の連携では職種の幅も広がり、多職種連携の日常生活圏域での実施や介護職を対象とした医療関連の研修会の開催が課題となっています。

また、在宅医療・介護連携のため、地域包括ケア推進協議会、在宅医療・介護連携推進連絡会、認知症地域連携連絡協議会を位置づけました。地域の医療・介護関係者が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握・共有していますが、今後は、課題の抽出、対応策の検討が必要です。

3 虐待防止・権利擁護に関する取組の推進

高齢者の虐待防止について、障害者・高齢者虐待防止ネットワーク連絡会を設け、虐待の防止及び虐待対応に対する支援の推進、関係者・住民に対する虐待防止の啓発に取り組みました。しかし、高齢者虐待は依然として報告されていることから、早期発見及び虐待の深刻化を防ぐためにも、引き続き関係機関との連携協力体制の整備の充実・強化が課題となっています。

また、高齢者の権利擁護を推進するため、成年後見制度の利用支援事業の拡充を行いました。しかし、保健福祉に関するアンケート調査の結果、成年後見制度の認知度は「名称を聞いたことがある程度」「知らない」を合わせて 43.5% となっていることから、制度の周知を図ることが必要です。

4 安心して暮らせる環境の充実

高齢者が住み慣れた地域で安全・安心して生活できるよう、高齢者向け住宅の情報を発信するとともに、高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に生活援助員を配置し、必要に応じて家賃の一部助成等を行いました。

また、福祉タクシー料金助成事業では、在宅で生活している高齢者の外出を促進し、引きこもり予防に取り組みました。しかし、住居の形態も居住型が増えている等、入所者の住環境も変化しており、対象者の要件の見直しが課題となっています。

5 在宅生活への支援

見守り支援の必要な高齢者や要介護高齢者を在宅で介護している家族等に対して、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、各種サービスを実施しました。特に、食の自立支援サービス事業では、見守り・安否確認を兼ねた配食を行っていますが、病気等で食事に制限がある人には病人食を提供し、緊急通報装置設置事業では、アナログ回線だけでなくデジタル回線の一部も対象に加える等ニーズに対応するべく取り組みました。

また、徘徊高齢者の捜索活動に関する取組の一つとして、認知症高齢者見守り事業で、関係機関の連絡先が表示される QR コード付きの見守りシールの配付を開始しました。平成 28 年 10 月から事業を開始し、当該年度の利用人数は 19 人です。

基本目標 2 認知症高齢者支援策の充実

1 認知症ケアパスの普及と活用

「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指すため、認知症の一人一人ひとりの容態に合わせて、適時・適切な医療・介護等を提供するとともに、認知症の人やその家族の意向を尊重できるよう取り組みを進めています。

認知症の様態に応じた適切なサービス提供の流れを表した認知症ケアパスを作成し、市民を対象にした認知症サポートブックと支援者を対象にした認知症ガイドブックの活用を推進しています。

2 医療との連携、認知症への早期対応の推進

かかりつけ医との連携では、三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）との連携強化に努め、早期診断・早期対応を軸に、「本人主体」を基本とした医療・介護等の有機的連携により、認知症の容態の変化に応じて、適時・適切に切れ目なく、その時の容態にもっともふさわしい場所で医療・介護等が提供される循環型の仕組みの実現にむけて推進しています。

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携への支援や、認知症の人やその家族等への相談支援を行う認知症地域支援推進員を配置しています。

早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制が構築されるよう、認知症初期集中支援チームを設置しました。保健師・社会福祉士の専門職が家庭を訪問し、観察・評価を行った上で初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行っています。

自治会への回覧等、普及・啓発を積極的に行いましたが、保健福祉に関するアンケート調査の結果、チームの認知度は「知っている・聞いたことはあるが、内容までは知らない」が10%の結果であることから、制度の周知が課題となっています。

【認知症初期集中支援チームの設置】

項目	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
認知症初期集中支援チームの設置 (平成27年10月1日)	—	1チーム	1チーム
認知症初期集中支援チーム専門医の配置	—	1人	1人 (非常勤嘱託員)
認知症関係の相談件数(高齢者支援課受付)	—	90件	121件
専門医を含めたチーム員会議の開催回数	—	11回	17回
チーム員会議の検討件数(実件数)	—	29件	33件

3 認知症に対する理解の促進と支援体制の構築

認知症は誰にも身近な病気であり、普及・啓発等を通じて社会全体として取り組む必要があることから、職場や学校で高齢社会の現状や認知症の人を含む高齢者への理解を深めるような取り組みを進めています。

その具体的な取り組みができる認知症サポーターの養成をさらに進めて、『支える側』として人数を確保するとともに、地域や職域など様々な場面で活躍できるような取り組みを推進することが課題となっています。

また、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合うための認知症カフェの設置を推進していますが、さらに、市全域に普及させることが課題となっています。

【認知症カフェの設置】

項 目		平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
啓発型認知症カフェの実施	実施か所数	—	—	2か所
	回数	—	—	14回
	参加人数	—	—	230人
地域型認知症カフェの実施か所数		—	1か所	7か所
専門型認知症カフェの実施か所数		—	2か所	5か所

【認知症カフェの区分】

	啓発型	地域（住民）型	専門（機関）型
目 的	新オレンジプランIV「認知症の人の介護者への支援」 認知症の人がその家族か、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解しあう場 「認知症を正しく理解する」「地域で支える」啓発の場		
スタッフ	認知症地域支援推進員・ 認知症サポーター	認知症サポーター	専門職・ 認知症サポーター
内 容	ケアパス講座など	推進員ミニ講座など	学習・交流会など
頻 度	(2回/月)×4か月間	4回/年	4回/年
時 間	120分	90分	60分

※ 頻度、時間は目安です。

基本目標3 健康づくりと介護予防・生活支援の推進

- 1 はつらつ世代における「健康いばらき21・食育推進計画（第2次）」の推進
 ※p●●参照

2 介護予防・生活支援サービス事業の充実

訪問型・通所型サービス（訪問介護・通所介護相当サービス）の利用に比べ、茨木市独自サービスである訪問型サービスA、通所型サービスB、訪問型・通所型サービスCは利用者数拡大に至っていないのが現状です。

そのため、対象者の状態や環境に応じて、住み慣れた地域で本人が自立した生活を送ることができるよう、自立支援型ケアマネジメントを実施し、住民や介護支援専門員等への周知を図るとともに、対象者像を明確化し、更なる対象者拡大につなげていくことが課題となっています。

【介護予防・生活支援サービス】

項目		平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	
訪問型サービス	訪問型サービス（訪問介護相当サービス）（延件数）	—	—	1,566件	
	訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス） ※平成28年10月より開始	—	—	3件	
	訪問型サービスA 従事者養成研修	受講者数	—	—	65人
		修了者数	—	—	61人
	訪問型サービスC（短期集中予防サービス）	実人数	—	—	6人
		延人数	—	—	39人
通所型サービス	通所型サービス（通所介護相当サービス）（延件数）	—	—	2,142件	
	通所型サービスB（住民主体による支援） ※平成28年10月より開始	実人数	—	—	14人
		延人数	—	—	602人
	通所型サービスC（短期集中予防サービス）	実人数	—	—	20人
延人数		—	—	129人	

【介護予防ケアマネジメント】

項目		平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
ケアマネジメントA（延件数）	事業対象者	—	—	562件
	要支援認定者	—	—	1,831件

3 一般介護予防事業の推進

介護予防の推進については、高齢者が身近な地域で取り組むことができるよう、多世代交流センターや公民館等の施設で実施し、運動の習慣化や友人づくり、外出の機会の増加など、日常生活における行動変容に取り組んでいます。

また、高齢者の出番づくりの場として、介護予防事業への住民主体の参画を図るため、街かどデイハウス事業者等に対して、介護予防事業を委託するなど、住民主体の介護予防活動の推進に取り組んでいます。

その一方で、住民主体の介護予防事業は、介護予防活動に従事するスタッフがまだまだ不足している現状にあり、現在従事しているスタッフについても、介護予防講座における多様なニーズに対応する指導能力が課題となっています。

そのため、今後、介護予防・日常生活支援総合事業を推進し、コミュニティデイハウスにおいて、事業対象者・要支援認定者の受入れを促進する上でも、スタッフの確保とともに、スキル向上に関する研修を充実させていくことが求められています。

【住民主体の介護予防教室】

項 目	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
はつらつ教室	—	—	79回
	—	—	1,430人
出前講座等（はつらつ出張講座等）	—	—	126回
	—	—	3,748人
街かどデイハウス介護予防事業	3,237回	4,176回	4,341回
	22,498人	29,951人	33,310人
コミュニティデイハウス介護予防事業	—	—	99回
	—	—	626人
合 計	3,237回	4,176回	4,645回
	22,498人	29,951人	39,114人

また、年々増え続ける介護予防給付費の抑制に向けて、早期に虚弱高齢者を把握し、より必要なサービスにつなげていく取り組みや、一般介護予防事業として実施している介護予防講座における介護予防の効果を機能面で評価していくことも、今後課題となっています。

基本目標 4 地域活動・社会参加の促進

1 高齢者活動の拠点の整備

高齢者の地域活動・社会参加の促進については、元気な高齢者が、支援を要する高齢者を支え合う地域づくりを推進するため、平成 27 年度から、老人福祉センターを再編し、「高齢者活動支援センターシニアプラザいばらき」を開設しました。

センターでは、地域支え合いにつながる各種事業を展開しましたが、社会参加支援の一環として実施しているシニアいきいき活動ポイント事業については、登録者数及び受入施設数が順調に増加しています。これは、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査でも、「いきいきとした地域活動への参加意向」が 51.1%、と約半数の高齢者が地域活動や社会参加の意欲があることが影響していると考えられ、今後も高齢者の地域活動や社会参加を促進していく取り組みが求められています。

【茨木ふれあいポイント事業（シニアいきいき活動ポイント事業）】

項 目	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
登録者数	337 人	509 人
受入施設数	59 施設	79 施設

また、就労・起業化支援として実施している高齢者いきがいワーカーズ支援事業については、平成 28 年度末の累計で、3 件の事業立ち上げを支援することができましたが、いずれも介護予防事業に取り組む団体であり、今後、高齢者の生活支援体制を整備していく上で、地域ニーズに応じた生活支援サービスに取り組む高齢者団体の事業立ち上げを支援していくことが今後の課題となっています。

2 高齢者の身近な「居場所」の整備

高齢者の身近な「居場所」の整備については、平成 26 年度より、小学校区単位に、街かどデイハウスを拡充するとともに、簡易型街デイとして、新たに老人クラブ等が事業主体となったいきいき交流広場の開設に取り組みました。

その結果、高齢者の身近な「居場所」を多数整備することができましたが、介護予防・日常生活支援総合事業を推進する上で、街かどデイハウスのコミュニティデイハウスへの円滑な移行が今後の課題となっています。

【いきいき交流広場・街かどデイハウス事業】

項 目	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
いきいき交流広場数	9 団体	14 団体	16 団体
街かどデイハウス事業所数	19 団体	21 団体	20 団体

※平成 28 年 10 月から、街かどデイハウス 3 団体が通所型サービス B（コミュニティデイハウス事業）に移行。

3 包摂型社会づくりの推進

世代間交流の取組では、老人福祉センターを廃止した上で、子どもも利用できる多世代交流センターを整備しましたが、高齢世代と子ども世代との世代間交流を図るため、ふれあい体験学習を実施し、参加者数も順調に伸びています。

また、小学校や中学校において、小学生及び中学生の「豊かな心」を醸成する取組として、福祉教育に取り組んだほか、様々な高齢者の交流機会の取組として、本市のスポーツに関する施策を体系的・効果的に推進するため「茨木市スポーツ推進計画」を策定しましたが、少子高齢化が進展する中で、子どもから高齢者まで、多様な世代が健康で豊かな人生を送れるよう、スポーツに関する施策を推進するとともに、介護予防につながるスポーツの取組も拡大していくことが今後の課題となっています。

4 高齢者の「働く」の支援

雇用に関する啓発活動への取組としては、高齢者等の就職困難者の就労阻害要因の解消を図るため、平成 25 年度から開始された「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」を踏まえた継続雇用制度の普及・啓発に努めました。

また、シルバー人材センターの取組については、平成 27 年度に開設した高齢者活動支援センターの施設管理業務において、シルバー会員の就業につなげたほか、平成 28 年度からは、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス A に新規参入しました。

ただし、今後も伸び続ける高齢者の生活支援ニーズに対応するためには、担い手の確保が必要であり、高齢者活動支援センター等と連携して、さらに仕事の依頼、就業及び会員入会の相談に応じる「シルバー人材センター相談会」を開催し、シルバー会員を増やしていくことが、今後の課題となっています。

基本目標5 介護保険事業の適正・円滑な運営

1 介護保険運営体制の強化

介護給付適正化事業の一つであるケアプランの点検は、介護サービス利用の根幹となるケアプランをチェックする重要な事業となることから、専門機関である大阪府介護支援専門員協会に委託し、個別相談を取り入れるなど指導の充実に努めました。

また、全国的に不足する介護職員の確保については、本市においても深刻な課題となっており、本市独自の事業として、介護福祉士資格取得のための研修費用の助成や若手職員を対象とした次期リーダー育成の研修を実施し、質の向上に向けた支援を行いました。

今後は、高齢者サービス事業所連絡会などの関係機関との連携を強化し、業界全体で介護職の魅力を発信するなど、引き続き、介護職の参入促進や定着に向けた取り組みが必要です。

さらに、介護保険施設に介護相談員を派遣し、継続した相談支援に努めており、今後、相談員・施設・市との三者の連携強化により、さらなるサービスの質の向上が求められています。

【介護給付適正化事業実施状況】

項 目		平成26年度(2014年度)	平成27年度(2015年度)	平成28年度(2016年度)
訪問認定調査の点検	目 標	9,632件	10,381件	10,084件
	実 績	10,381件	10,084件	10,115件
	達成率	107.8%	97.1%	100.3%
ケアプランの点検	目 標	160件	250件	250件
	実 績	486件	665件	783件
	達成率	303.8%	266.0%	313.2%
住宅改修の適正化	目 標	45件	45件	45件
	実 績	58件	23件	24件
	達成率	128.9%	51.1%	53.3%
福祉用具購入・貸与調査	目 標	12回	12回	12回
	実 績	12回	12回	12回
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%
介護と医療情報との突合	目 標	12回	12回	12回
	実 績	12回	12回	12回
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%
縦覧点検実施	目 標	12回	12回	12回
	実 績	12回	12回	12回
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%
介護給付費通知	目 標	2回	2回	2回
	実 績	2回	2回	2回
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%
給付実績の活用	目 標	1回	1回	1回
	実 績	1回	3回	2回
	達成率	100.0%	300.0%	200.0%

2 介護保険サービスの充実と供給体制の整備

地域密着型サービスの整備にあたっては、茨木市地域包括支援センター運営協議会に意見を求め、公正・中立な事業所指定に努めました。

地域密着型サービスの整備は、整備についての相談はあるものの、土地の確保や介護人材の定着が困難なため、計画より少ない実績となっています。平成29年度からは、国の補助制度を活用し、施設の開設準備にかかる補助事業を開始するなど、事業所への支援が課題となっています。

介護保険サービス利用の周知、情報提供の取り組みについては、市ホームページに医療と介護、総合事業サービスを一元化したサイト「いばらきほっとナビ」を開設し、市民や事業所に対して周知していますが、さらなる活用に向けた取り組みが必要です。

【地域密着型サービスの整備状況】

項 目	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (累計)	0か所 (2か所)	0か所 (2か所)	0か所 (2か所)
夜間対応型訪問介護 (累計)	0か所 (1か所)	0か所 (1か所)	0か所 (1か所)
小規模多機能型居宅介護(看護小規模含む) (累計)	4か所 (13か所)	1か所 (14か所)	1か所 (16か所)
認知症対応型通所介護 (累計)	0か所 (13か所)	1か所 (11か所)	0か所 (12か所)
地域密着型通所介護 (累計)	—	—	7か所 (38か所)
認知症対応型共同生活介護 (累計)	1か所 (12か所)	0か所 (12か所)	0か所 (13か所)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (累計)	2か所 (3か所)	0か所 (3か所)	0か所 (3か所)

※平成27年度、平成28年度指定のうち第5期整備分は(累計)に含むが整備数には計上しない。

生計困難者等に対しては、社会福祉法人において、訪問介護等の利用者負担額の軽減や短期入所生活介護等の食事、滞在費等の軽減を行っています。

市広報誌等による情報提供やケアマネジャー、社会福祉法人からの該当者への案内など、制度利用の周知が必要となっています。

【利用者負担額軽減制度の状況】

項 目	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
軽減を実施している法人数	15法人	15法人	15法人
対象者	10人	9人	16人
法人が軽減した総額	538,186円	561,202円	760,227円
市が法人に除した額	4,000円	10,000円	91,000円

第2節 高齢者保健福祉計画（第8次）・介護保険事業計画（第7期）

1 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の位置付け

計画策定の連動性確保のための基本的な方針

「第7期介護保険事業（支援）計画（平成30～32年度）」の策定にあたり、団塊の世代全てが後期高齢者となる2025年に向けて、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（案）（以下「国基本指針（案）」という。）を踏まえつつ、大阪府及び府内市町村が連動性のある計画を策定できるよう、高齢者計画策定指針（以下、「市指針」という。）を策定します。また、大阪府において、要介護認定率が2035年、介護需要が2040年に向けて更に高まっていくという地域性に留意します。

平成29年5月に成立した改正介護保険法では、介護保険事業計画に、自立支援、介護予防・重度化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関する取り組むべき施策に関する事項並びにその目標を記載することとされました。

また、国基本指針（案）を踏まえ、介護給付の適正化については、第7期介護保険事業（支援）計画と第4期介護給付適正化計画は整合性に留意しながら作成することとします。

また、以上の考え方に加え、次の点につき留意します。

（1）人権の尊重

（2）自立支援、介護予防・重度化防止の推進

（3）高齢者の自立と尊厳を支える体制の整備・施策の推進

(4) 地域包括ケアシステムの深化・推進における協働の重要性

(5) 中長期的な視点に立った施設整備と在宅サービスの在り方

(6) 災害時における福祉サービスの継続と関係機関の連携

市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

- 達成しようとする目的、地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
- 要介護者等地域の実態の把握
- 平成 37 年度（2025 年度）の推計及び第 7 期の目標
- 目標の達成状況の点検、調査及び評価並びに公表

2 主な取組

基本目標 1 お互いにつながり支え合える

方向性（１）地域包括支援センターの運営

【主な取組】

- ① 地域包括支援センターの機能強化
- ② 地域包括支援センターの職員の確保と資質の向上
- ③ 地域ケア会議の推進
- ④ 地域包括支援センターに関する情報の公表

方向性（２）生活支援サービス・体制整備の推進

【主な取組】

- ① 協議体の設置及び生活支援コーディネーターの配置

市町村介護保険事業計画の任意記載事項

- 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- 地域ケア会議の推進
- 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項
 - ・ 地域包括支援センターの適切な運営及び『評価』

施策の指標	実施状況	目標の達成状況

基本目標 2 健康にいきいきと自立した生活を送る

方向性（１）介護予防・生活支援サービス事業の充実

【主な取組】

- ① 訪問型サービス
- ② 通所型サービス
- ③ 生活支援サービス
- ④ 介護予防ケアマネジメント

方向性（２）一般介護予防事業の推進

【主な取組】

- ① 介護予防把握事業
- ② 介護予防普及啓発事業
- ③ 地域介護予防活動支援事業
- ④ 一般介護予防事業評価事業
- ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

- 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止、介護給付等適正化への取組み及び目標設定
 - ・ 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止への取組み及び目標設定

施策の指標	実施状況	目標の達成状況

基本目標3 “憩える・活躍できる”場をつくる

方向性（1）アクティブシニア等の活用・担い手育成

【主な取組】

- ① 高齢者活動支援センター各種事業の実施
 - 老人クラブ活動の支援
 - シニアいきいき活動ポイント事業
 - シニアマイスター登録事業
 - 高齢者いきがいワーカーズ支援事業
 - 茨木シニアカレッジ「いこいこ未来塾」

方向性（2）高齢者の身近な「居場所」の整備

【主な取組】

- ① 世代間交流の取組
- ② 街かどデイハウス事業の実施
- ③ いきいき交流広場の実施

方向性（3）高齢者の「働く場」の創造

【主な取組】

- ① シルバー人材センターの取組
- ② 高齢者の多様な働き方の創造

方向性（4）高齢者の居住安定に係る施策との連携

【主な取組】

- ① 安全・安心な住環境の整備
- ② 福祉のまちづくりの推進

市町村介護保険事業計画の任意記載事項

- 高齢者の居住安定に係る施策との連携

施策の指標	実施状況	目標の達成状況

基本目標 4 一人ひとりの権利が尊重される

方向性（１）新オレンジプランの推進

【主な取組】

①新オレンジプラン

- 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- 若年性認知症施策の強化
- 認知症の人の介護者への支援
- 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- 認知症の人やその家族の視点の重視（認知症及びその家族の意向の尊重の配慮）

方向性（２）認知症総合支援事業の推進

【主な取組】

- ① 認知症初期集中支援推進事業
- ② 認知症地域支援・ケア向上事業

方向性（３）虐待防止対策の推進

【主な取組】

- ① 虐待防止及び啓発への取組

方向性（４）権利擁護の推進

【主な取組】

- ① 高齢者権利擁護事業
- ② 成年後見制度利用支援の推進（利用支援事業・報酬助成事業）

市町村介護保険事業計画の任意記載事項

- 認知症施策の推進

施策の指標	実施状況	目標の達成状況

基本目標 5 安全・安心で必要な情報が活かされる

方向性（１）安心して暮らせる環境の充実

【主な取組】

- ① 日常生活用具給付等事業
- ② 在宅老人福祉事業
- ③ 高齢者福祉タクシー料金助成事業
- ④ 認知症高齢者見守り事業

方向性（２）家族介護支援事業の推進

【主な取組】

- ① 家族介護支援事業
- ② 地域自立生活支援事業

方向性（３）情報公表制度の推進

【主な取組】

- ① 介護サービス情報公表
- ② 大阪府高齢者に優しい地域づくり推進協定
- ③ 認知症高齢者等支援対象者情報提供制度
- ④ 行方不明・身元不明認知症高齢者等に対する取組の推進

市町村介護保険事業計画の任意記載事項

- 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項

施策の指標	実施状況	目標の達成状況

基本目標 6 社会保障制度の推進に努める

方向性（１）介護保険制度の推進

【主な取組】

方向性（２）介護給付適正化事業の推進

【主な取組】

方向性（３）在宅医療・介護連携推進事業の推進

【主な取組】

市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

- 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止、介護給付等適正化への取組み及び目標設定
 - ・ 介護給付等に要する費用の適正化への取組み及び目標設定

市町村介護保険事業計画の任意記載事項

- 在宅医療・介護連携の推進
- 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項
 - ・ 介護給付等対象サービス
 - ・ 総合事業
- 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

施策の指標	実施状況	目標の達成状況

第3節 介護給付サービス等の見込み量

市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

- 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
 - ・ 介護給付等サービス種類ごとの量の見込み
 - ・ 予防給付対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
 - ・ 総合事業の量の見込み
 - ・ 包括的支援事業の事業量の見込み

市町村介護保険事業計画の任意記載事項

- 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込み量の確保のための方策
 - ・ 関係者の意見の反映
 - ・ 公募及び協議による事業者の指定
 - ・ 都道府県が行う事業者への指定の関与
 - ・ 報酬の独自設定
 - ・ 人材の確保及び資質の向上
- 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込み量の確保のための方策
 - ・ 地域支援事業に要する費用の額
 - ・ 総合事業のうち、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスの種類ごとの見込み量の確保のための方策
 - ・ 地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価
 - ・ 総合事業実施状況の調査、分析及び評価

議題 4

地域包括支援センターの整備見直しについて

地域包括支援センターの整備見直しについて

1. 他市の状況

(平成29年7月調)

	高槻市	吹田市	豊中市	箕面市	茨木市
人口 29年6月末	353,719人	370,364人	403,952人	137,534人	281,034人
高齢者数	100,422人	86,517人	102,376人	33,708人	65,919人
高齢化率	28.4%	23.2%	25.3%	24.5%	23.5%
圏域数	4	6	7	4	7
設置数	12	15	14	4	6
	直営 0 委託 12	直営 5 委託 10	直営 0 委託 14	直営 0 委託 4	直営 0 委託 6
区割単位	町別	中学校区別	小学校区別	町別	小学校区別
職員数	57人	65人	63人	15人	36人
三職種数 (他の職種)	57人	65人	55人	12人	36人
	0人	0人	8人	3人	0人
設置形態	本所	本所	本所・支所 (サブセンター)	本所	本所
委託期間	1年間	5年間	6年間	1年間	1年間

※ 設置形態

① サブセンター方式

包括的支援事業の総合相談支援業務等を行う十分な実績のある職員を、支所で勤務させる形態のこと。本所が統括機能を発揮しつつ、支所を合わせた包括センター全体としての人員配置基準を充足する必要があります。

② ブランチ方式

住民の利便性を考慮し、地域住民からの相談を受け付け、集約した上で、地域包括支援センターにつなぐための窓口のこと。センターの他にブランチを設置することができます。

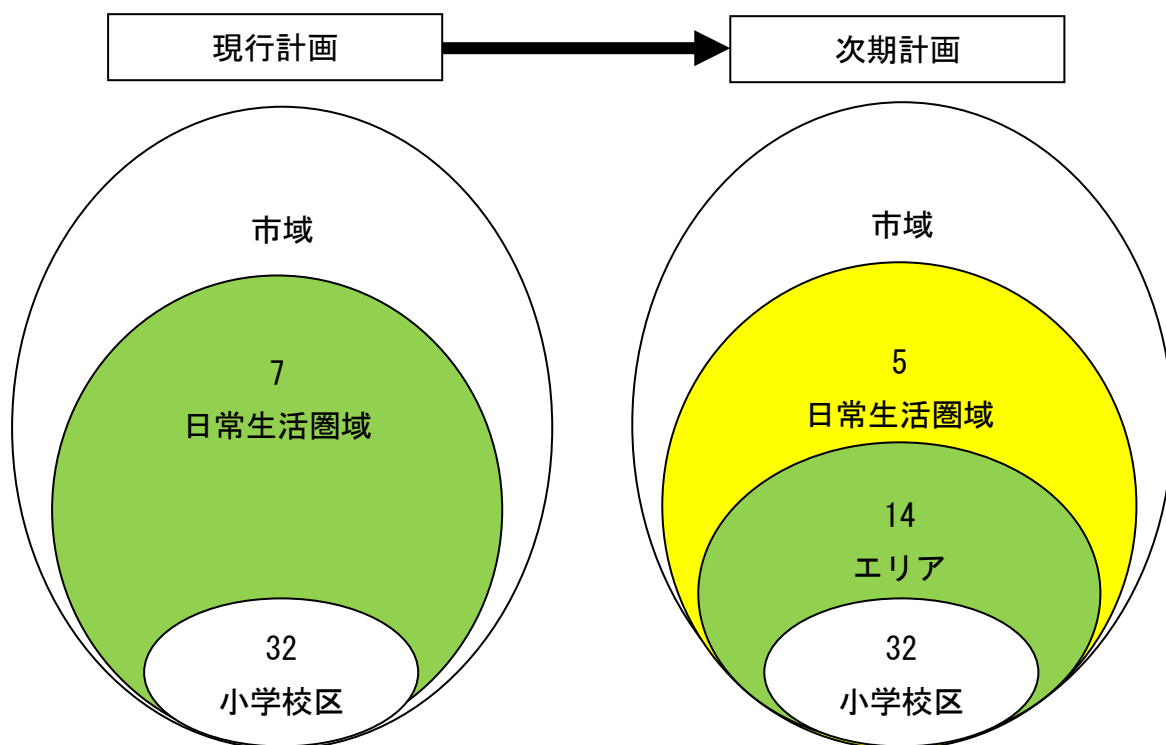
③ 基幹型センター方式

センター間の総合調整や介護予防にかかるケアマネジメント、地域ケア会議等の後方支援を実施するなどセンター間での基幹的な機能を持つセンターを設置する形態です。

(参考 地域包括支援センター運営マニュアル)

2. 次期計画に向けての地域包括支援センターの整備見直し

(1) 現行計画の日常生活圏域を配慮しつつ、次のとおり見直しを行う。



(2) 検討スケジュール

平成29年 4月19日	運営協議会（設置数見直し案）
5月29日	高齢者施策推進分科会（設置数見直し案）
7月26日	運営協議会（他市状況）
8月28日	高齢者施策推進分科会（設置区分案）
10月25日	運営協議会（設置数・区分案）
10月30日	高齢者施策推進分科会（設置数・区分案）
11月30日	高齢者施策推進分科会（設置数・区分最終案）
平成30年 3月	設置数・区分確定

(3) 設置時期

平成30年～35年	総合保健福祉計画（第2次）
平成30年～32年	高齢者保健福祉計画（第8次）・介護保険事業計画（第7期）
平成33年～35年	高齢者保健福祉計画（第9次）・介護保険事業計画（第8期）

(第2次)総合保健福祉計画における新たな圏域の設定について(案)

現在

圏域	小学校区	年少人口 (0~14歳)	生産年齢 人口 (15歳~ 64歳)	老年人口 (65歳以 上)	校区合計	障害者 手帳所持 者数
①北部地域 圏域	清溪	53	631	469	1,153	164
	忍頂寺	61	644	552	1,257	148
圏域計		114	1,275	1,021	2,410	312

②丘陵地域 東部圏域	安威	463	2,263	1,149	3,875	253
	山手台	1,359	4,152	2,676	8,187	385
	耳原	1,586	5,632	2,195	9,413	570
	福井	732	2,809	1,602	5,143	360
圏域計		4,140	14,856	7,622	26,618	1,568

③丘陵地域 西部圏域	豊川	511	2,822	1,396	4,729	371
	郡山	705	2,383	1,686	4,774	421
	彩都西	2,206	5,283	804	8,293	189
圏域計		3,422	10,488	3,886	17,796	981

④中心地域 東部圏域	三島	1,448	6,050	2,516	10,014	657
	太田	1,871	6,938	2,741	11,550	681
	庄栄	1,159	5,727	1,948	8,834	508
	西河原	489	2,575	1,686	4,750	311
	東	1,257	6,231	2,341	9,829	484
	白川	1,124	5,515	2,722	9,361	490
圏域計		7,348	33,036	13,954	54,338	3,131

⑤中心地域 西部圏域	郡	867	4,017	1,558	6,442	295
	沢池	1,625	7,127	2,586	11,338	453
	西	704	3,204	1,682	5,590	292
	穂積	1,124	5,361	2,421	8,906	461
	畑田	911	3,521	1,148	5,580	312
	春日	2,199	8,011	2,478	12,688	569
	春日丘	1,390	5,741	2,073	9,204	417
圏域計		8,820	36,982	13,946	59,748	2,799

⑥中心地域 中部圏域	茨木	1,925	9,288	3,102	14,315	738
	中条	2,354	9,443	2,458	14,255	501
	大池	1,964	9,349	3,767	15,080	727
	中津	1,513	7,508	2,380	11,401	561
圏域計		7,756	35,588	11,707	55,051	2,527

⑦南部地域 圏域	玉島	1,774	6,501	1,812	10,087	419
	玉櫛	1,341	6,265	2,171	9,777	579
	天王	2,004	10,055	2,816	14,875	662
	東奈良	1,049	5,488	2,577	9,114	514
	葦原	1,752	6,997	1,667	10,416	472
	水尾	1,486	6,589	2,663	10,738	488
圏域計		9,406	41,895	13,706	65,007	3,134

市全体 41,006 174,120 65,842 280,968 14,452

14エリア5圏域案

小学校区	年少人口 (0~14歳)	生産年齢 人口 (15歳~ 64歳)	老年人口 (65歳以 上)	校区合計	障害者 手帳所持 者数
清溪	53	631	469	1,153	164
忍頂寺	61	644	552	1,257	148
山手台	1,359	4,152	2,676	8,187	385
計	1,473	5,427	3,697	10,597	697
安威	463	2,263	1,149	3,875	253
耳原	1,586	5,632	2,195	9,413	570
福井	732	2,809	1,602	5,143	360
計	2,781	10,704	4,946	18,431	1,183
豊川	511	2,822	1,396	4,729	371
郡山	705	2,383	1,686	4,774	421
彩都西	2,206	5,283	804	8,293	189
計	3,422	10,488	3,886	17,796	981
圏域計	7,676	26,619	12,529	46,824	2,861

太田	1,871	6,938	2,741	11,550	681
西河原	489	2,575	1,686	4,750	311
計	2,360	9,513	4,427	16,300	992
三島	1,448	6,050	2,516	10,014	657
庄栄	1,159	5,727	1,948	8,834	508
計	2,607	11,777	4,464	18,848	1,165
東	1,257	6,231	2,341	9,829	484
白川	1,124	5,515	2,722	9,361	490
計	2,381	11,746	5,063	19,190	974
圏域計	7,348	33,036	13,954	54,338	3,131

沢池	1,625	7,127	2,586	11,338	453
西	704	3,204	1,682	5,590	292
計	2,329	10,331	4,268	16,928	745
郡	867	4,017	1,558	6,442	295
畑田	911	3,521	1,148	5,580	312
春日	2,199	8,011	2,478	12,688	569
計	3,977	15,549	5,184	24,710	1,176
春日丘	1,390	5,741	2,073	9,204	417
穂積	1,124	5,361	2,421	8,906	461
計	2,514	11,102	4,494	18,110	878
圏域計	8,820	36,982	13,946	59,748	2,799

茨木	1,925	9,288	3,102	14,315	738
中条	2,354	9,443	2,458	14,255	501
計	4,279	18,731	5,560	28,570	1,239
大池	1,964	9,349	3,767	15,080	727
中津	1,513	7,508	2,380	11,401	561
計	3,477	16,857	6,147	26,481	1,288
圏域計	7,756	35,588	11,707	55,051	2,527

天王	2,004	10,055	2,816	14,875	662
東奈良	1,049	5,488	2,577	9,114	514
計	3,053	15,543	5,393	23,989	1,176
水尾	1,486	6,589	2,663	10,738	488
玉櫛	1,341	6,265	2,171	9,777	579
計	2,827	12,854	4,834	20,515	1,067
玉島	1,774	6,501	1,812	10,087	419
葦原	1,752	6,997	1,667	10,416	472
計	3,526	13,498	3,479	20,503	891
圏域計	9,406	41,895	13,706	65,007	3,134

※人口数値は、平成29年5月31日現在
(障害者手帳所持者数は、平成29年6月30日現在)

									平成37年推計
小学校区	総人口	老年人口	高齢化率	後期高齢者	後期高齢化率	要支援認定者	要介護認定者	包括認知度	高齢者人口
清溪	1,155	470	40.7%	253	21.9%	18	127	44.1%	408
忍頂寺	1,249	551	44.1%	278	22.3%	32	94	46.9%	580
山手台	8,210	2,686	32.7%	983	12.0%	97	201	39.3%	2,803
計	10,614	3,707	34.9%						3,791
安威	3,881	1,149	29.6%	564	14.5%	49	159	42.0%	1,222
耳原	9,395	2,205	23.5%	846	9.0%	93	218	33.8%	2,401
福井	5,142	1,604	31.2%	779	15.1%	87	203	38.7%	1,576
計	18,418	4,958	26.9%						5,199
豊川	4,736	1,409	29.8%	656	13.9%	69	230	35.6%	1,317
郡山	4,756	1,681	35.3%	813	17.1%	98	172	41.7%	1,386
彩都西	8,305	803	9.7%	314	3.8%	18	83	38.9%	519
計	17,797	3,893	21.9%						3,222
圏域計	46,829	12,558	26.8%						12,212

太田	11,533	2,737	23.7%	1,198	10.4%	138	302	38.0%	3,190
西河原	4,746	1,686	35.5%	687	14.5%	80	164	45.4%	1,906
計	16,279	4,423	27.2%						5,096
三島	10,014	2,516	25.1%	1,204	12.0%	167	310	43.4%	2,584
庄栄	8,827	1,945	22.0%	860	9.7%	108	252	37.1%	2,401
計	18,841	4,461	23.7%						4,985
東	9,828	2,349	23.9%	1,049	10.7%	140	214	39.0%	2,428
白川	9,368	2,725	29.1%	1,135	12.1%	118	278	42.5%	3,081
計	19,196	5,074	26.4%						5,509
圏域計	54,316	13,958	25.7%						15,590

沢池	11,357	2,591	22.8%	1,100	9.7%	98	271	43.0%	3,004
西	5,585	1,681	30.1%	852	15.3%	117	223	40.7%	1,746
計	16,942	4,272	25.2%						4,750
郡	6,443	1,553	24.1%	655	10.2%	65	147	35.7%	1,728
畑田	5,586	1,144	20.5%	475	8.5%	60	145	36.4%	1,440
春日	12,703	2,487	19.6%	1,155	9.1%	127	308	34.5%	2,912
計	24,732	5,184	21.0%						6,080
春日丘	9,214	2,080	22.6%	889	9.6%	127	248	36.0%	2,325
穂積	8,898	2,434	27.4%	1,001	11.2%	103	251	35.6%	2,766
計	18,112	4,514	24.9%						5,091
圏域計	59,786	13,970	23.4%						15,921

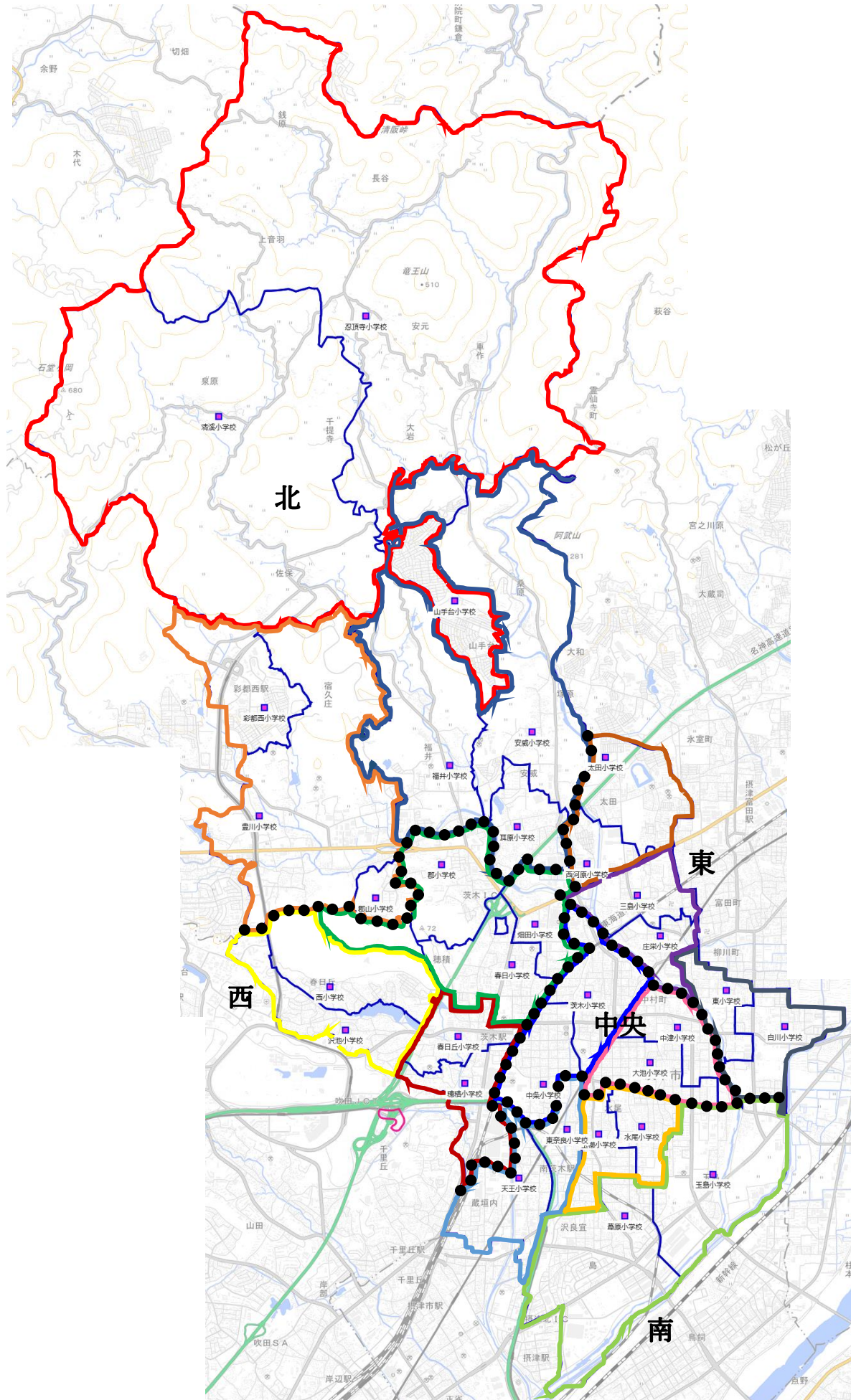
茨木	14,328	3,105	21.7%	1,571	21.7%	190	460	38.3%	3,319
中条	14,238	2,460	17.3%	1,107	17.3%	132	269	40.8%	3,227
計	28,566	5,565	19.5%						6,546
大池	15,158	3,782	25.0%	1,858	25.0%	209	468	38.3%	3,667
中津	11,392	2,376	20.9%	1,195	20.9%	142	308	42.2%	2,484
計	26,550	6,158	23.2%						6,151
圏域計	55,116	11,723	21.3%						12,697

天王	14,876	2,816	18.9%	1,179	18.9%	149	345	40.1%	3,389
東奈良	9,094	2,570	28.3%	1,293	28.3%	188	298	43.8%	2,839
計	23,970	5,386	22.5%						6,228
水尾	10,701	2,654	24.8%	1,277	24.8%	152	313	41.7%	3,042
玉櫛	9,745	2,173	22.3%	1,055	22.3%	132	277	44.6%	2,476
計	20,446	4,827	23.6%						5,518
玉島	10,123	1,826	18.0%	754	18.0%	91	227	41.2%	2,048
葦原	10,448	1,671	16.0%	756	16.0%	108	240	47.5%	2,142
計	20,571	3,497	17.0%						4,190
圏域計	64,987	13,710	21.1%						15,936

人口
要支援・介護認定
包括認知度

平成29年6月30日
平成29年5月1日
平成28年度はつらつチェックリスト

14 エリア(小さな圏域)・5 圏域(大きな圏域)



議題 5

今後の日程について

平成 29 年度日程

第 1 回 平成 29 年 5 月 29 日（月） 茨木市福祉文化会館（202）

〔研修会〕 平成 29 年 6 月 28 日（水） ローズ WAM（ワムホール）

第 2 回 平成 29 年 8 月 28 日（月） 南館 10 階（大会議室）

第 3 回 平成 29 年 10 月 30 日（月） 茨木市福祉文化会館（303）
・総合保健福祉計画
・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
・地域包括支援センター

第 4 回 平成 29 年 11 月 30 日（木） 南館 10 階（大会議室）

〔審議会〕 平成 29 年 12 月 26 日（火） 福祉文化会館

第 5 回 平成 30 年 2 月 16 日（金） 南館 8 階（中会議室）

〔審議会〕 平成 30 年 3 月 23 日（金） 福祉文化会館